

政策資料

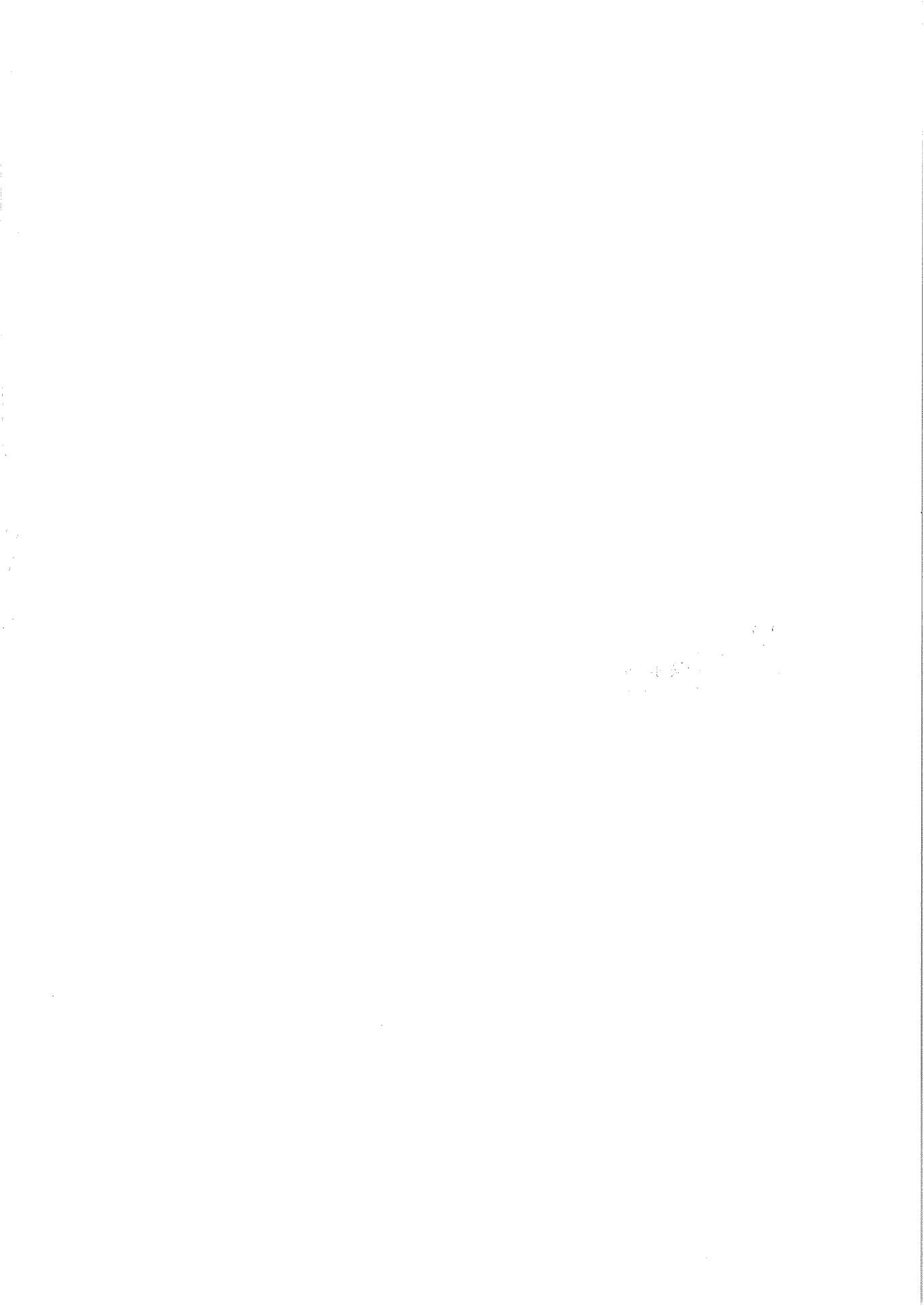
No.328 《復刊223号》
1994年1月1日

卷頭言 池端清一

〈資料〉

- 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案要綱・付属資料
- 脳死および臓器移植問題に関する基本的考え方
- 年金改正の検討状況についての中間報告（メモ）
- 歯科技工法の一部を改正する法律案要綱
- 不正献金・ゼネコン汚職「茨城県調査を終えて」
- 製造物責任法制定に向けた取組みについて
- 政府税制調査会の「中期答申」について
- *連立与党政策幹事会座長コメント
- 「環日本海交流フォーラム・イン福岡」・関連資料

1	○水道原水の水質の保全に関する事業の促進等に関する法律案（仮称）をめぐる政府の対応について	23
2	○自衛隊法の一部を改正する法律案・関連資料	23
5	○整備新幹線について（案）—見直しについて —	25
6	○「政治改革関連法案」修正要綱	26
8	○自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案要綱（案）	28
9	○「コメの関税化6年延長・ミニマムアクセスによるコメ輸入」についての日本社会党農林水産部会の見解	30
11	*1993年度第二次補正予算資料	31
12	政策の焦点	
13	「テレ朝」問題について	48
14	・1993年度総目次	51



細川連立政権の成立にともない、北海道選出の与党議員一同、北海道の抱える地域課題に一致して取り組んでいこうという気運が高まり、政権発足間もない八月二十五日に、北海道与党議員会を結成した。

衆議院議員十三名、参議院議員

北海道選出の社会党国會議員会は、横路道政与党として（それ以前の保守道政下にあっても）四十一名のわが党道議員会と文字通り一体となって、夏の概算要求や年末の予算編成の段階での行動はもとより、農林漁業の活性化、産炭地域の振興対策、幌延核廃棄物施

北海道選出の社会党国會議員会

しかし「案するより産むが易し」とはのこと。すでに十二月五日現在、与党議員会の開催は十回にも及び、取り上げた議題も、

①畑作三品の価格問題②天明の大飢饉以来といわれる冷害凶作対策③日口漁業交渉問題④北海道新幹線の早期実現問題⑤森林・林業・

中にはあったようだが、その杞憂も現在解消されたと思っている。

北海道与党議員会のこと

池端清一 政策審議会副会長



言頭卷

七名の合わせて二十名の集団であるが、社会党はそのうち衆院八名、参院五名計十三名とその大宗を占め、座長は社会党が、事務局長は新生党が担当、各党からそれぞれ一名の幹事を選出、毎月第二・第四の木曜日午前八時半から定例の議員会を開いている。

設反対の運動、アイヌ新法実現を求める運動など道政各般にわたる諸課題解決のために精力的な活動を進めてきた実績はあるものの、与党五会派として一致して取り組めない課題もあり、その運営が果してうまくいくのかどうか、一抹の不安があつたことも確かだ。

林産業の活性化対策⑥来年度予算問題等々実際に広汎多岐にわたっている。

そして協議し決定した事項について静かなる改革を目指す横路道政が実現して早や十年目を迎えた。その間、わが党道議員会は少數と党として筆舌に尽くせぬ苦しみも経験してきた。地方にはこのような貴重な経験がある。その貴重な経験を連立政権でも生かさなければならぬと思う昨今である。

(衆議院議員・いけはたせいいち) I

一方、北海道府を始め道内諸団体からの要請・要望の受け皿としても積極的に活用されている。自民党政権下では、自民党の北海道開発委員会がその受け皿としての機能をもっていたが、連立政権下では果してそれがどうなるのかという戸惑いも当初北海道関係者の中にはあつたようだが、その杞憂も現在解消されたと思っている。

しかし与党議員会として真価が試されるのは来年度の予算編成だ。開発の歴史も浅く、社会资本の整備も未だ不十分な北海道にとっては公共投資に依存する度合は強い。中央と地方の格差を解消し、真に地方の時代を実現するためにも与党議員会の果す役割は大きいと思っている。

一九九三·一一·四(参)



資 料

保健士導入のための保健婦 助産婦看護婦法の改正について

保健婦助産婦看護婦法の 一部を改正する法律案要綱

一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

高齢化の進展等に伴い、地域等における保健指導の重要性が増大していること等にかんがみ、男子についても、保健士として保健指導の業務を行うことができるることとする。

第一 改正の要点

と。 保健士の名称を用いて保健指導に従事することを業とする男子について、保健婦助産婦看護婦法の保健婦に関する規定を準用するこ

第三 その他

1 この法律は、交付の日から起算して十日を経過した日から施行すること。

2 その他所要の経過措置等の規定を置くこと。

2 保健婦助産婦看護婦法の改正概要

- (1) 男子においても、厚生大臣の免許を受けて、保健士の名称を用いて、保健指導に従事することができるとしている。

(2) 平成六年三月七日実施の国家試験から適用。

3
参考

・保健婦の就業者数（平成二年末推計）二八、三九五人



(保健所、市町村保健センター、病院等に従事)

既に男子の卒業者が出ている看護大学（保健婦過程を有す）

東京大学医学部健康科学・看護学科ほか六大学

平成六年三月までの卒業者及び卒業見込者約一七〇名

（うち平成六年三月の卒業見込者一七名）

保健婦は名称独占であり、業務独占ではない。

保健婦の業務

1 保健婦とは

「保健婦」とは、厚生大臣の免許を受けて、保健婦の名称を用いて保健指導に従事することを業とする女子をいう。

（保健婦助産婦看護婦法第二条）

2 保健婦業務の内容

（1）保健婦は、保健所、市町村等で以下のような対人保健活動に携わっている。

- ①成人病予防等の活動
- ②妊産婦や乳幼児等の問題の早期発見や相談活動
- ③結核患者やエイズを心配している人々への相談活動
- ④難病や寝たきり老人、痴呆老人の在宅看護の相談や脳卒中後遺症の人々のリハビリ等の指導
- ⑤精神障害者やアルコール依存症の人々への相談やデイケア、障害児の発達支援のためのグループ活動

保健婦の受験資格

看護婦国家試験に合格した者又は看護婦国家試験の受験資格を有する者（看護婦学校で三年以上学んだ者等）であって、次いづれかに該当する者

- ①保健婦学校で六月以上学んだ者
- ②外国の保健婦学校を卒業し、又は、外国の保健婦免許を得た者で、厚生大臣が①と同等以上と認めたもの

- （2）市町村や保健所管内で在宅サービスを担う保健・医療・福祉等関係者の連携を強化し、在宅サービスの総合的な推進を図るシステムの整備を進める事業に、高齢者サービス調整チームや保健所保健・福祉サービス調整推進会議の準備や運営を通して関与している。
- （3）地域全体の健康問題の傾向と社会資源を把握し、市町村保健計画などの策定に関与している。



就業場所別にみた就業保健婦の年次推移

年次	計	養成所	保健 所		市町村	病院・診療所	事業所	老人保健施設	その他
			所内	市町村在					
昭和 58年末	19,577	193	7,592	399	8,609	1,312	970	—	502
60 *	21,492	226	7,856	408	9,846	1,403	1,167	—	586
62 *	22,646	232	8,146	352	10,583	1,531	1,142	—	660
平成 元年末	24,243	290	8,324	314	11,499	1,822	1,213	—	781
3 *	28,395	291	8,553	287	12,199	4,784	1,272	29	980

- 注) 1. 「厚生省報告例」に基づく推計である。
 2. 平成3年の「病院」については「病院報告」により推計した。
 3. 平成3年の「診療所」については「医療施設調査」により推計した。

保健婦、助産婦、看護婦資格取得の性別による制限について

国名	保健婦		助産婦		看護婦	
	制限なし	女性のみ	制限なし	女性のみ	制限なし	女性のみ
アメリカ	○		○		○	
デンマーク	○		○		○	
フランス	○		○		○	
イスス	○		○		○	
スペイン	○		○		○	
ドイツ	—	—	○		○	
オーストラリア	—	—	○		○	
フィンランド	○		○		○	
ノルウェー	○		○		○	
イスラエル	○		○		○	
イギリス	○		○		○	
ジャマイカ		○		○	○	
シェラレオネ		○		○	○	
ガーナ		○		○	○	
台湾	○		○		○	
カナダ	—	—	—	—	○	
マレーシア		○		○	○	
中国		○		○	○	
マルタ	○		○		○	
インドネシア	○				○	
日本		○			○	
合計	12	6	12	8	20	1

*—は制度自体がないところである。

*1990年国際助産婦連盟学術大会に参加した21か国について

日本私立大学協会企画委員によるアンケート調査より

*シェラレオネは西アフリカの共和国

脳死および臓器移植問題に

関する基本的考え方

日本社会党厚生部会

- 1 疾病によって臓器に支障をきたし他の治療方法によっては生命の維持が困難な患者がいて、それが臓器移植によって命が救われるというのであれば、人道的な見地から一定の条件の下で臓器移植は認められる。
- 2 臓器移植を行うためには、臓器の提供が必要となるが、心臓や肝臓の移植については脳死体からの臓器の提供が必要となる。ただ、脳死体からの臓器提供が無秩序に行われた場合さまざまな問題が生ずるおそれがあるので一定の条件の下で行われることが必要である。このため、臓器移植についての法律の制定が望まれる。なお、党内には、脳死は人の死と認めることができないので臓器移植の法律の制定には反対もしくは時期尚早という意見もあった。
- 3 「脳死をもって人の死とする」といった死の定義に関する明文規定は置かず、臓器移植のために脳死体からの臓器摘出が認められることを明らかにするにとどめる。
- 4 脳死とは、脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至ったと判定された状態をいう。死亡時刻は、竹内基準による第1回目の判定時刻とする。
- 5 臓器提供は本人が、生前、提供の意思を表示している場合にのみ認められる。
- 6 同一医療機関における脳死の判定、臓器の摘出と移植は禁止される。脳死の判定は一定の医療機関に限定する。
- 7 インフォームド・コンセント、医師以外の人を含めた審査会等によつて臓器受容者（レシピエント）の権利は保障される。
- 8 臓器移植を公平かつ客観的に行つたため臓器移植ネットワークの整備、コーディネートシステムの整備が必要である。
- 9 臓器移植につながった脳死体の判定および臓器移植にいたるまでの記録は作成され、治療記録を含め長期に保存される。その記録はレシピエント本人、ドナーの遺族または法定代理人に開示される。
- 10 臓器売買を禁止する。違反した場合には実効のあがる罰則を設ける。また、臓器の斡旋を業として行うものについては厚生大臣の許可制とする。
- 11 臓器移植医療が行われることと併せて、救急・救命医療体制の整備、患者の権利法の制定、医療側の倫理宣言等が求められる。

一九九三・一一・一八

年金改正の検討状況についての中間報告（メモ）

1 検討経過

(1) 検討会の実施

一〇月二五日の年金改正プロジェクトチーム設置以来、七回開催

(2) 検討の進め方

厚生省、労働省、連合、日経連からのヒアリングの実施を含め、年金改正の方向づけにつき自由討議を実施

(3) メンバー

社会 党	森井 忠良	池端 清一
新生 党	井上 喜一	岡田 克也
公明 党	遠藤 和良	舛屋 敬悟
さきがけ日本新党	渡海 紀三朗	鴨下 一郎
民社 党	塙田 延充	勝木 健司

- (1) 今回の年金改正については、主要課題として、個別の改正事項と根幹的な問題である支給開始年齢問題とを分けて、検討を行つた。

(個別の改正事項)

与党年金改正プロジェクト
チーム座長 塙田延充

・ネット所得スライドの導入

・雇用保険との併給調整

・ボーナス保険料の導入

・在職老齢年金その他の改善

・保険料の上げ幅の見直し

・主要課題へのアプローチ

・年金財政影響試算（保険料負担の見通しについて）

- (2) 検討に当たっては、年金審議会意見書及び関係団体の要望を踏まえ、

- (1) 後世代の負担が過重にならないよう最終保険料の負担をどの程度までにとどめるべきか。

- (2) 二一世紀の超高齢社会のあり方を考え、高齢者の雇用の促進とこれと連携のとれた年金制度としていくべきではないか。という観点から、検討を行つた。

- (3) 国庫負担については、重要な課題であり、引き続き検討することとする。（ただし、今回の取りまとめ作業からは、除外することとする。）

3 中間的な検討結果

※スタッフ－各党政策審議会スタッフ、衆議院厚生委員会調査室

労働省職業安定局、厚生省年金局

2 検討の状況

制度を現行六〇歳支給のままとした場合の最終保険料率は三四・三五%程度（現行保険料率一四・五%）である。これについては、現役世代と年金受給世代の公平の観点からみて、三〇%を超

える最終保険料率は、国民の合意を得られないと思われる。

(2) 支給開始年齢以外の個別の改正事項については、個々に検討すべき点はあるものの、国民の合意を得られるものとの判断に傾いている。しかし、それらを織り込んで、なお最終保険料率は110%を上回る結果となる。

(3) したがって、支給開始年齢問題については、上記の財政影響試算のほか、活力ある高齢社会を築いていくための高齢者の雇用の促進、それと整合性のとれた二一世紀にふさわしい年金の姿いかにあるべきかという観点から、六〇歳台前半の対応を中心にして制度の仕組み（給付や減額率の在り方など）、財政効果、雇用との関係など、その大枠についてさらに検討していく。
なお、支給開始年齢についての財政効果は、以下のとおりである。

① 平成元年政府提案と同様の方式で六五歳支給とした場合

→ △5～6%程度

② 支給開始年齢を六五歳に引き上げるといむじ、六〇歳台前半の弾力化措置を講じた場合 → △2～3%程度

合

⇒ $\triangle \frac{1}{2}$ %程度
[最終保険料率31 $\frac{1}{2}$ ～33%程度]

※ 六〇歳支給のままで、連合の「部分就労・部分年金」を導入した場合 ⇒ +2%程度

4 今後の検討の方向

一月中に意見が集約できぬよう、右記3の(3)を中心に検討を続ける。

個別の改正事項とその財政効果

1 ネット所得スライド……報酬比例部分について、ネット所得の動向に応じた再評価を行う。

⇒ △2%程度

2 雇用保険との併給調整……失業給付が支給される場合、厚生年金の支給を停止する。
⇒ $\triangle \frac{1}{4}$ %程度

3 ボーナス保険料の導入……ボーナス保険料率1%の場合
⇒ +△0.3%程度

4 在職老齢年金その他の改善
⇒ +1 $\frac{1}{2}$ ～2%程度

1～4の小計 $\triangle \frac{1}{2}$ ～1%程度 [最終保険料率33～34 $\frac{1}{2}$ %程度]

さらに、五年ごとの保険料率の引上げ幅を、仮に三・〇%とした場合

1. 試算は一定の前提に基づいて行われたものであり、制度内容や数理計算の諸前提の変更によって財政影響の結果は変動し得るものである。
2. 個別事項を複数採り入れた場合の財政影響は、必ずしも個々の影響の単純な合計にならないことに留意する必要がある。

歯科技工法の一部を

改正する法律案要綱

1 趣旨

高齢化の進展等に伴い歯科技工の重要性が増大していること等にかかるがみ、文部大臣の指定する歯科技工士学校を卒業した者についても歯科技工士試験を受験できることとするとともに、題名を改めること。

第二 改正の要点

1 題名を歯科技工士法とすること。

2 歯科技工士試験を受験できる者として、文部大臣の指定する歯科技工士学校を卒業した者を加えること。

第三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行すること。

※注 今国会成立予定の議員立法

2 改正の概要

- (1) 歯科技工士試験受験資格に「文部大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者」を加える。
- (2) 法の題名を「歯科技工法」から「歯科技工士法」に改める。

一九九三・一一・一一

茨城県調査を終えて

日本社会党

不正献金・ゼネコン汚職等調査団

これは、日本社会党不正献金・ゼネコン汚職等対策プロジェクトによる茨城県庁等からの聞き取り調査終了後、参加国會議員（千葉景子＝団長、前島秀行＝事務局長、伊藤秀子、北沢清功、小林守、村田誠醇）が県庁記者クラブで会見し、所感を発表した際の発言を取りまとめたものである。

本日、この調査団は県当局をはじめ、水戸労働基準監督署、建設省関東地方建設局常陸工事事務所、県発注の那珂久慈流域下水道建設現場からの聞き取り調査を行なった。この問題ではじめての自治体レベル調査だったことに加えて、日程がきわめて短かったため、ひと通りの聞き取りしかできなかつたが、今後のとりくみの方向と課題が明確になつたと考へている。

ゼネコン汚職等の再発防止策として関係省庁及び自治体は、入札・契約方式の改善が中心課題と考えているようである。その方針によって一般競争入札に転換してゆくと、地方の中堅・中小企業の経営基盤を脅かし、かえって大手ゼネコンが地方の公共工事まで独占する恐れがある。そこで社会党は、①入札・契約方式の改善ばかりでなく、建設業界の体質と構造の全体の分析と総合的な対策を確立すること。②公共事業のすすめ方については、発注者は国民との立場から納税者によるとともに、通報を受けた発注者は、その改善指導に当たる労働行政

によるチェックが厳密に行き届くようにすること、などを基本視点としたい。このような視点から、この調査結果を持ち帰つて検討したうえ、適切な対策を提起し推進することとしたい。

なお本日の段階で、今後のとりくみの方向と課題として、調査団が意思統一することができたのは、おおむね次の諸点である。

（一）予定価格等の積算の適正化

重層下請構造の実態にあるにもかかわらず、発注者は元請けが直接事業を実施する前提で予定価格等を積算しており、このことが「ピンはね」や賃金格差を温存する原因となつてゐる。この観点を含め、予定価格、最低制限価格、発注後の追加予算などの積算の根拠や方式を総合的に見直すこととする。また、いわゆる分離・分割発注の促進などについても検討する。

（二）地元業者の優先活用

たとえば、ジョイント・ヴェンチャー構成各社の受注額比率に関する行政指導は、二社なら各社三〇%以上、同じく三社・二〇%以上、四社・一五%以上、五社・一〇%以上となつてゐる（中央建設業審議会からの通知＝一九八七年八月）。これを補強し、地元企業が一定割合以上となるように配慮するなど、地元優先の原則を確立する。

（三）労働基準法等違反業者への対応

労働基準法、労働安全衛生法等に違反している業者が公共事業を受注している場合、労働基準監督署は発注者にこれを通報するよう改めるとともに、通報を受けた発注者は、その改善指導に当たる労働行政

に協力することとする。

の業務が必要なら、その業務について分離発注すべきではないのか。

(四) 発注前後の評価・チェックの確立

公共事業に関する評価とチェックのシステムを確立する必要がある。そのため、①計画段階でその必要性や環境影響に関する評価、②発注・契約関係の方法の適否に関する評価、③発注後、工事の実施状況や労働者の保護状況に関するチェック、④以上のプロセスに住民参加を確保するための情報公開の徹底などについて、制度化する方策について検討する。

(五) 県議会構成の不健全是正

県会議員六四人のうち一六人もが建設業の実質オーナーであり、これら県会議員関係の会社が比較的多く受注している傾向は大いに問題がある。このような実情では、県議会のチェック機能や自浄作用が働きにくいため、たとえば、①他県に例がみられるように、何親等以内に議員のいる建設業者は指名業者としない、②後出の公共事業審査会（仮称）など住民参加の第三者機関を設置する、などの措置が必要と考えられる。

(六) ゼネコンの商社化への対応

県が発注した流域下水道工事の現場（那珂久慈流域下水道）を見学したが、元請けの間・西松・岡部共同事業体の社員は「私たちは下請け各企業のコーディネーターです」と発言していたように、重層下請構造のもとで元請けゼネコンは“商社化”している有様を確認することができた。実際に工事を担う業者をコーディネートするという独自

(七) 市民参加の促進

納税者の立場から公共事業を監視できるようにするための施策として、次の諸点をめざす。

- ① 業者選定委員会等への市民参加
- ② 議会による徹底審議、または公共事業審査会（仮称）など第三者機関の創設
- ③ 入札・契約プロセスの情報公開

(八) 建設労働者や中小零細事業者との提携

腐敗の根は深く、歴史的・構造的であって、政策的な解決には困難なことが多い。そこで党としては、専門家の助言を得るばかりではなく、建設労働者や中小零細事業者と提携し、実態と現状打開の方法を解明してゆく必要がある。



製造物責任法制定に

向けた取組みについて

日本社会党政策審議会
製造物責任問題特別委員会

1 *****
生活者・消費者重視の視点に立った政策を実現することは新政権及びこれを構成する与党五会派の共通の立脚点であり、特に製造物責任法の制定は新政権のもとでぜひとも実現すべき重要なテーマの一つである。

第一四次国民生活審議会・消費者政策部会では、通産・農水・厚生等の関係省庁において進められているそれぞれの所管物資についての対応策の検討結果等を踏まえ、製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止・救済のあり方について本年中に報告をまとめるとしており、これらを受けて、次期通常国会にも政府として製造物責任法を提出する運びとなりつつある。社会党としては、大臣就任以来消費者重視の政策実現のために奮闘している久保田真苗経企庁長官を支えながら、政府提出の製造物責任法案ができる限り消費者重視の視点を貫くものとなるよう、連立与党内での働きかけを強めていく。

2 通産省・厚生省等の審議会が最近取りまとめた報告書は、いずれもECC型を基本とした製造物責任法を制定すべきであるという結論を導いている。このこと自体は第一三次国民生活審議会発足以来三年間にわたる消費者団体等の熱心な運動、社会党などの立法提案、そして生活者・消費者重視を掲げる新政権の誕生によつてもたらさ

れた結果であり、基本的に大いに歓迎すべきものである。しかし、これらの報告が①欠陥等の推定規定は設けない②開発危険の抗弁を認める——としている点では従来の消費者団体や社会党の提案と見解を異にしており、今後の議論の焦点となると見られる。これについて社会党は、次のような点を視野に入れて慎重に検討を進める。

① 製造物責任訴訟における証拠の偏在、わが国の訴訟における立証の程度の厳格さ等の事情から、わが国では被害者の立証の負担を軽減するための何らかの立法上の手当てをしておく必要性が高い。この場合、アメリカのようなディスクバリー（証拠開示）制度はかえつて企業のコストが高騰し、企業秘密侵害の危険性も強いことから、むしろ欠陥の存在、欠陥の発生時期等についての推定規定を設けることが適切である（裁判所に「事実上の推定則」の活用を期待するだけでは立法論としてお粗末）。

② 開発危険の抗弁については、特に新薬の開発等の極めて限られた領域で問題になるべきものと考えられており、仮にこれを認めることとしても、その技術水準については極めて厳格に解すべきこと、製造者が免責された場合には国がこれに代わって被害者に行政救済等により十分な救済措置を行う仕組みを整備することが必須である。

3 これらを検討するため、当面、当委員会において近日中に経済企画庁等の関係省庁、連合、消費者団体、日弁連等から再度のヒアリングを行う。

政府税制調査会の

「中期答申」について

日本社会党政策審議会会長

関山信之

1 今回の答申は、高齢化社会に対応しうる税制の構築を基軸に据え、

①世代を通じた税負担の平準化 ②個人の活力が發揮できる税制

③安心して暮らせる高齢化社会を実現するための安定的な税収構造の確保――の三原則を、抜本改革を進めるに当たっての基本理念と

して掲げている。高齢化社会に向けた税制の一つの「あり方」を技術的・専門的立場でとりまとめたものと受け止めたい。

わが党は、政治の責任を果たす観点から、改めて国民的な視点に立ち返って、「公平」原則を最大の課題に据えた抜本改正の議論をスタートさせたい。

2 政府税調は、答申に盛り込んだ理念を実現するためには直間比率の是正が不可欠との立場を強調している。しかし、高齢化社会を支える税制の必要性は万人の認めるところとしても、なぜそれが、消費税の引き上げによる直間比率の見直しにつながらざるをえないのか、説得的かつ十分な説明が国民に対してないのは問題であり、現行の消費税を前提とする限り、税率アップは容認できない。

資産課税を含めた直接税と間接税それに相応しい役割及び使い道を分かりやすく明示して、それに見合った負担を国民に求めた結果出た数字としての直間比率に意味はあるとも、もともと、あるべき直間比率の割合など存在しないのは周知の事実だろう。

3 応能負担の所得税に代表される垂直的公平と、水平的公平及び景気に中立的な機能を果しうる間接税をベストミックスさせたバランスのとれた税体系の実現は時代の要請であり、世代間の税負担の平準化を含めて、この観点においては、政府税調以上に、わが党においても十分な議論を行わねばならないと考える。ただし、それに伴う負担論をいう前に、21世紀にはどのような社会保障を行おうとするのか、国民に納得をもって迎えられる福祉ビジョンについて真摯に検討を深めることができ、抜本改革論議を進めるに当たって是非とも必要になってくるのではないか。この取り組みがないままの議論は、取り易いところから取るという、単なる財源確保を優先する“露払い”としての意義しかないと批判せざるをえない。

住宅・教育等の負担が一番のし掛かる世代である中堅所得者における重税感の解消は、その所得階層をどこに位置付けるかの問題は残るが、喫緊の課題として取り組まねばならない。しかし、それは税率適用区分の見直し措置で改善は図られるのであり、最高税率の引き下げを組み込まねば税の整合性が損なわれる類のものでもない。高額所得者に累進度がきつくなるのは富の再分配機能を生命とする税制の公平原則が働いている証しともいえるのである。

実すべきなのは当然だろう。

税率の簡素化は、こうした資産性所得の適正化及び勤労者の間に格差をもたらしているフリンジベネフィット（企業が従業員に対しに行う付加給付）課税等との進捗状況に応じて行うべきであり、現時点においては時機尚早と判断せざるをえない。

4 信頼に基づかない税制が、いたずらに重税感を募ることは、わが国の税制が不幸にも実証している。

わが党は、大幅所得税減税の先行実施の断行と併せて、税をめぐる不公平の是正や歳出構造のリストラ等を図る中で、抜本改革の環境整備を進めていく決意である。そして、その信頼に醸成された新しい土台の上で、超高齢社会を展望した福祉ビジョンづくりと並行しつつ、逆進性の緩和をはじめ消費税の改廃を含む税制の抜本的見直し論議に臨みたいと思う。

ここは、いたずらに結論を急ぐのではなく、十分な議論の保証によって初めて可能となる国民合意の実現に向け、あるべき税制とその税制を担保する財源に関する論議を、向こう一、二年程度で結論を得ることを日途に、腰を据えて行うべきではないか。わが党も、党税調を中心に、来るべき21世紀を展望した税制改革の具体案策定の作業を進めているところであるが、国民生活優先の視点に立つ消費税のあり方などの諸課題にも、真正面から取り組む決意を明らかにしておきたい。

5 なお、自治体が高齢者福祉等のサービス主体となっている実態に鑑みるならば、地方税源の拡充・強化は正に今日的課題となつている。また、この流れに沿う改革は地方分権の趣旨からも望まれている。自治体財政の安定化に寄与しうる税体系の構築も、抜本的改革の眼目として盛り込みたいと考える。

政府税調答申に関する 連立与党政策幹事会座長コメント

○ 連立八党派は、本年七月二九日、連立政権を樹立するに際し、

① 八党派合意事項の中で、「国民合意の税制改革」について誠意を持って協議し、合意を得ること、

② また、八党派覚書の中で、「所得、資産、消費のバランスのとれた総合的税制改革を行う」とこと、

を約束した。

○ 本日政府税制調査会から出された答申は、このような八党派の合意を背景に総理が行った諮問（九月三日総会における細川総理挨拶）に対し、中長期的視点に立った総合的税制改革について、技術的、専門的立場での政府税制調査会としての基本的考え方をとりまとめたものであると受け止めている。

○ 連立八党派としては、今後この答申を土台として、所得・資産・消費のバランスのとれた総合的税制改革に向け、政治的視点に立てて誠意を持って協議し、現在の極めて厳しい経済状況との関係を含めて早急に結論を得ていく考えである。

（問）この答申に賛成なのか、反対なのか。

（答）政治レベルの議論はまさに今日からスタートであり、スタート前に賛成、反対をいうのはおかしい。

（問）協議では、具体案もつめるのか。

（答）税調答申は基本的考え方方が書いてあるだけだ。

具体案も含め、協議する。

（問）消費税率の引上げをやるのか。

（答）税調答申を全体として受け止め、連立与党として税制の総合的

見直しについて協議していくものであり、個別のパートについて具体的に申し上げる段階にはない。

一九九三・一一・二二二二

環日本海交流フォーラム・イン福岡

主催者あいさつ

日本社会党中央執行委員長
村山富市

(一)はじめに

日本社会党中央執行委員長を務めることになりました村山富市でございます。

本日は、私たち日本社会党が主催致しました「環日本海交流フォーラム・イン・福岡」の集いに対しまして、地元の奥田知事、福岡市の桑原市長、北九州市の末吉市長をはじめ、日本海沿岸の自治体関係者、全国の大学や研究機関の専門家の皆さん。

北海道から長崎に至る日本海沿岸の十六道府県の社会党や市民団体、自治労をはじめ労働組合の皆さん、さらには山口県漁業協同組合連合会会長をはじめご発言を頂く報告者、パネリストの皆さん、ご多忙にもかかわらず、日本社会党の呼び掛けにご賛同されてこの福岡にお越し頂きましたことに、主催者を代表して心から感謝申し上げる次第で

あります。

私が日本社会党の委員長に就任して以来、間もなく一ヶ月になりました。この間、私たちは自民党一党支配に代わる細川連立政権を懸命に支え、推進して参りました。とりわけ細川総理が「政治改革に賭ける」とした政治改革関連法案はようやく衆議院を通過し、参議院における審議に移っておりますが、その成立までは、なお曲折が予想され、予断を許さぬ厳しさがございます。

私たち日本社会党は、片山内閣以来、四五年ぶりの連立政権への参加であり、全くの初体験であるため戸惑いも多くございます。しかし、私たち日本社会党は、連立与党第一党としての責務を自覚し、全党的英知と全力を結集して細川政権を支え、そのことを通じて党の再生・重建を図ることを先の党大会で確認致したところであります。私は万難を排し全党的團結を固め、その先頭に立つ決意であることを、先ず申し上げておきたいと存じます。

さて、私たち日本社会党が環日本海問題に本格的に取組み始めてから、今回は四回目のフォーラムになります。昨年は金沢市において、環日本海圏における「開発と環境」を主要テーマに国際フォーラムを開催致しましたが、その詳細については午前中、環日本海フォーラム中央実行委員長である嶋崎譲さんからご報告されたことと存じます。

今回の福岡フォーラムは今日、明日の二日間、環日本海圏と環黄海経済圏の協力の方針をはじめ、ロシアの核廃棄物の海洋投棄で焦点となっている日本海の総合調査の具体化、そしてその場合の地域、自治体の役割や日本海国土軸の形成などについて、専門家のパネリストを含めて論議を深めて頂きたいと願っております。

(二)霸権の海から平和の海へ

日本海は古来「海のシルクロード」とも呼ばれて参りました。それ

は、数千年にわたる從来の歴史の中で、北前船や朝鮮通信使を通じて東西文化の接点となり、平和と友好の国際関係を築き、発展してきたからに他なりません。

しかし、日本が明治維新によって近代化を迎えて以降、日清・日露戦争、朝鮮併合による植民地支配、さらにはシベリア出兵、中国との一五年戦争、そして第二次世界大戦に至るまで、まさに霸権と戦争の歴史を刻む日本海であったのです。そして第二次大戦後も、米ソ冷戦構造のもとで、冷たく凍ついた海として推移して参りました。

しかし、こうした不幸な事態は、日本海をめぐる悠久の歴史から見れば、ほんの一時期の不幸な出来事に過ぎません。

実際に、戦後のアジアと世界を秩序づけてきた冷戦構造は音をたて崩れ始めています。ヨーロッパから始まつた平和と緊張緩和の動きは、アジア太平洋地域においても、南北朝鮮の同時国連加盟やカンボジア和平の実現、韓国とロシア・中国との外交樹立、日本と朝鮮民主主義人民共和国との国交正常化交渉の開始など、大きな変化が見られます。

また圏域としても、ASEAN（東南アジア諸国連合）拡大外相会議への中国・ロシア両国の参加やインドシナ諸国のアプローチをはじめ、とりわけAPEC（アジア太平洋経済協力閣僚会議）の本格化は、アジア版CSCCE（全欧安保協力会議）の具體化として高く評価する必要があります。

こうした情勢の展開は、長い間の懸案であった環日本海圏や環黄海経済圏の可能性と条件を促進させ、明るい展望をもたらすことにつながるものと存じます。私たちは、日本海を「平和と友情の海」「協生と繁栄の海」にするという崇高な目標に向かって邁進する決意であります。

（三）共存・協生の環日本海新時代を

私たちが環日本海新時代に対応する場合、ヒト、モノ、カネ、技術、情報などが必須条件であることは明らかですが、それ以上に重要な不可欠の原則があろうかと存じます。私はこの際、その二、三を指摘しておきたいと思います。

その一つは、戦争と植民地支配に対する日本の責任を明確にし、歴史を共有する視点を確立することです。

明治以降のアジアにおける霸権と戦争の原因の多くが、脱亜入欧をして侵略戦争という認識を述べ、日韓首脳会談では植民地支配の暴虐を詫びたのであります。私たちは環日本海圏へアプローチする前提として、この日本社会党や細川総理の認識を国会決議などを通じて国民的なものとし、併せて償いを急がなくてはなりません。

二つ目のポイントは、環日本海圏は、排他的・閉鎖的であってはならず、ボーダーレス時代に相応した協生関係を確立することです。

私たちが環日本海圏を展望する場合、それが狭い地域主義に陥るのではなく、かつて日本海が大陸のシルクロードを通じてヨーロッパとの接点をもつたように、環黄海経済圏や北方経済圏はもちろんのこと、ASEANやECなど世界に開かれた、グローバルな協力・共存を基本にしなくてはならないと思います。そして過去の「大東亜共栄圏」の再来と誤解されないためには、環日本海圏を構成する国々や人々の間の発展段階や文化の相違はあっても、それぞれの特徴を生かして「自立・協生」の観点で相互に理解し合い、相互信頼を確立することがすべての出発点でなくてはならないと存じます。

三つ目には、環日本海圏協力の展開の前提として、この東北アジア地域における軍縮と平和の確立が不可欠であります。

米ソ両国間の核兵器削減条約はロシアにも引き継がれておりますが、日本海周辺は必ずしも「平和の配当」の恩恵を受けておりません。これは海洋核の削減が対象外とされてきたこととも深く関係しています。朝鮮の南北対話の中では非核化の合意があるものの、実態は北朝鮮の核疑惑をめぐる相互不信の増大や旧ソ連、ロシアによる核廃棄物の日本海海洋投棄など、冷戦時代からの残滓が数多く残されています。

私たちは、日本海を「平和と繁栄の海」とすることに向けて、自身の軍縮を積極的に進めるとともに、日本海をとりまく周辺国や地域の自治体の共有の財産として、日本海の平和と環境を確保するためには、共同して対処する必要があろうかと存じます。

四つ目の原則は、環日本海圏を推進する主体は、あくまでもこの地域で生き、生活している人々や自治体が中核でなくてはならないという視点の確立であります。

地域が主体であるということは、外交特権をふりかざす中央政府の一主義とは異なり、環日本海圏の交流や協力が生活や文化を中心にも角的・多角的に展開される必然性があるということでもあります。昨今、対岸との間に海路・空路を通じた新しい道が開かれつつありますが、それを推進しているのは日本海沿岸自治体であることが大きな特徴です。また、日本海知事会議や北東アジア地域自治体会議をはじめ相互交流も多様な形で展開されております。こうした自治体やNGOなど様々な分野における多角的なネットワークの形成が不可欠の課題になっているのであります。

(四) 現在の雨森芳洲を

最後に、環日本海圏にアプローチする私たちの心構えともいべきことに付言させて頂きます。

私たち日本社会党が環日本海圏を提唱したのは、一四年前の飛鳥田委員長の時であります。それが本格化したのは四年前の新潟市における国際フォーラムであります。その際、いま衆議院議長を務めておられる土井委員長が挨拶で、「雨森芳洲」(あめのもりほうしゅう)という人物の紹介を行なったことを記憶されている人もおられると思います。

雨森芳洲は、日本海の玄関口である対馬藩の外交官として、元禄六年すなわち一六九三年、いまから丁度三〇〇年前に対馬藩に赴任しております。彼は朝鮮語や中国語に堪能で、それぞれの民族や文化、歴史を熟知し、長い間にわたって平和・友好の外交を展開したのであります。

以上、私は環日本海圏にアプローチする場合に前提となる原則に言及しました。本来、環日本海圏という問題のとらえ方は、この地域が抱える課題を二国間関係ではなく、トライアングルなど多国間協力

で解決をめざすところに特徴があります。国際的にそのような方向を模索するということは、国内においても環日本海圏に対応する自治体連合や都市連合という展望に立って問題の解決を見出すことにつながるものと存じます。これに関して去る六月、九府県知事による「環日本海交流西日本協議会」が発足したことは極めて喜ばしく、できるだけ早く日本海沿岸全体を包摂されるよう期待を表明しておきたいと思っております。

その点で、私たち日本社会党は当初から「日本海国土軸」の形成を提起しておりますが、それは特定の県や市を中核都市とする東京一極集中の亞流ではなく、北海道から長崎に至るまで、それぞれの特徴を生かした対等・平等の自治体ネットワークの形成と展開を基礎に、二十世紀に向けた環日本海新時代の展望を切り開いていくことが重要な課題であると思います。

その雨森芳洲は『高隣提醍』(こうりんていせい)という書物を残しましたが、その中で、外交の鉄則として「欺かず」「争わず」「誠

信の交わり」の三つを強調しております。この観点は、まさに現在の国際社会にも十分に通用するものであり、私たち日本社会党が環日本海政策大綱において提起した「分かち合う」「助け合う」「伝え合う」という基本理念と共通するのであります。私たちはこの先人たちの足跡を、十分に踏まえ、現在に生かす必要があると存じます。どうか、今日、明日の二日間のフォーラムを通じて、非自民の連立政権の実現という新しい事態の重要性を踏まえ、稔りある成果を期待してご挨拶とさせて頂きます。

一九九三・一一・二三

金沢国際フォーラムの報告

日本社会党
環日本海フォーラム中央実行委員会
委員長 嶋崎議

環日本海中央実行委員長の嶋崎議であります。私は、ここ福岡の地にご参集頂きました皆様に心から感謝の気持ちを込めながら、昨年十一月に石川県金沢市において開催致しました「国際フォーラム」のご報告を申し上げますが、それに先立って、環日本海圏協力についての私たちのアプローチについて、簡単にご紹介をしておきたいと存じます。

一九八九年に東西を厳しく隔てていたベルリンの壁が打ち壊され、戦後の世界秩序を規定づけていた冷戦構造が終焉していらい、世界的な規模での軍縮と緊張緩和の流れのなかで、対立から協調、相互依存をめざして新しい政治経済的な国際秩序の形成が始まりました。

私たち日本社会党は、こうした世界の流れに先立って、いまは亡き飛鳥田委員長や、土井たか子委員長によって、「日本海を平和と友情の海」にするための、さまざまな提唱がなされてきました。そうした経緯を踏まえ、皆様方のご協力を得て一九九〇年十一月に新潟市におきまして、日本の政党として初めて第一回の「環日本海国際フォーラム」を開催致し、環日本海圏政策大綱をご提案申し上げたのであります。その内容は、本日ご参加の皆様はすでにご承知のことと存じます。が、私たち日本社会党の環日本海圏政策の基本となっておりますので、改めてその考え方を申し上げたいと思います。

これまで日本海は、冷戦構造を象徴するかのように、対岸諸国との交流を妨げる厳しい「壁」のような存在がありました。その冷戦構造が崩壊したいま、こうした日本海を「平和と友情の海」とするため、私どもはグローバリズムに立脚し、かつて我が国と歴史的に深く結び付いてきた近隣諸国、すなわち地理的に日本海を核として日本列島と、その周辺に位置する中国東北部、朝鮮半島、ロシア（旧ソ連）極東地域、さらにモンゴルを含む地域を環日本海圏としてとらえ、二十一世紀に向けて、それぞれ異なる文化を持つ民族が社会・経済・文化面で積極的に交流を重ね、相互理解を深めながら、互恵平等の原則を尊重した「わかつあう」「たすけあう」「つたえあう」の三要素を基本理念として、その自然界から生ずる利益を共有し、平和共存を図っていくためのもう一つのネットワーク国際社会を創造していく。このことを基本目標とし、総論として人的文化交流、経済協力、漁業資源の共同管理、環境の保全、協力基金の造成、軍縮と人権、地方政治の国際化といった七つの政策の柱を提案したのであります。

私たち日本社会党が旧ソ連、北朝鮮、韓国、中国そしてモンゴルの代表を招聘し、新潟市において「国際フォーラム」を開催し、以上の内容の政策大綱を発表して以来、我が国における環日本海圏構想は、姉妹都市提携やセミナーが方々で開催されるなど、ある種のブ

ームとなつて自治体や経済界、学会、言論界によつて、実に多様な形で積極的に進められるようになりまし。私どもも、新潟国際フォーラムの翌年には北海道小樽市において、国内だけでの「環日本海圏研究交流集会」を開催し、そして昨年十一月二十九日、三十日の両日、北陸金沢市において、ロシア、北朝鮮、韓国、中国、モンゴル、そしてアメリカと六か国の代表を招聘し、第二回目の「国際フォーラム」を開催致したのであります。

この金沢での「国際フォーラム」は、新潟での「国際フォーラム」でご提案申し上げた政策大綱を、さらにこれを具体化すべく政策要綱化したこと、この政策要綱の実現に向けての「環日本海環境宣言」と、その行動計画とも言うべき「金沢アピール」を採択することにより、その政策を世論に強くアピールするなど、大きく前進させたことにしての特徴があります。私ども社会党はその意味で画期的な「国際フォーラム」になつたと自負致しております。

その政策要綱のテーマは、ブラジルで地球サミットが開かれたこと

もあつて、持続可能な開発の達成を目標にした「環日本海圏における開発と環境についての政策要綱」と致した次第であります。この政策要綱は、今後、環日本海圏交流が積極的に展開されるであろう事態を受け止め、「開発と環境」という課題は、環日本海圏においても二十世紀に向けて解決しなければならない極めて重要なテーマであるとの判断のもとに、政策立案作業が行なわれたのであります。その作業の一端をご披露申し上げますと、現在、黄金のトライアングルとして世界の注目を浴びておりますロシア、中国、北朝鮮の三か国が共同開発を行なっている岡門江開発を、環日本海圏協力のビッグ・プロジェクトであり、今後のモデルケースになり得ると理解し、その進捗状況と計画を達成するために解決しなければならない課題を明らかにすると、私自身が直接ロシア、中国、北朝鮮の三か国を訪問し、実際に現地調査を行なつて具体的な問題点を整理し、討議を重ね、その結果

を政策化したのであります。

こうしたプロセスのもとで立案されました内容は、先ず第一に、環日本海圏における協力関係を成功させるためには、「協生」を基本理念とした「リージョナル・グローバリズム」（開放的地域主義）ともいうべき視点に立脚したもう一つのネットワーク国際社会を創造する必要があるということであります。人々が積極的に協力しあつていくという「協生」という概念は、それが国民経済においてであろうと、国際経済においてであろうと、この基本理念を原則とすべきであつて、政府・企業などの経済協力においても貫徹されなければならないと考えます。第二には、その構想を発展させるための条件整備として、関係諸国間の政治関係の一層の改善が必要であること、第三には、インフラの整備強化、資金の充実、情報ネットワークの形成が必要であり、第四には、開発計画を担う国際機関の創設が不可欠であること、そして第五には、経済大国としての日本の役割が極めて重要であるということであります。

そして我が国が、こうした環日本海圏におけるビッグ・プロジェクトに積極的に参加していくためには、日本海沿岸地域における拠点機能の開発と、それぞれの地域が密接に関連をもつてあらゆる面で協力を行なう体制を作り上げる必要があると考えたのであります。そのためにも「日本海国土軸」の設定によるインフラの整備、環日本海圏構想の中心的担い手としての自治体の役割・機能の強化とその連携を可能にする日本海自治体連合の確立が必要であることを強調したのであります。この自治体の役割の強化というテーマは、明日開かれる分科会の第一セッションにおいて「環日本海圏・環黄海圏の展望と自治体の役割」というテーマのもとで、パネルの先生方によってご討論を頂くことにしております。そこでの討論によって私どもがご提案申し上げての出発点となりますことを期待致しております。

金沢国際フォーラムでご提案申し上げたいま一つの重要な政策テーマ

マは、持続可能な開発を達成するための環日本海圏地域における環境保全の問題についてであります。環日本海圏地域を構成する各国・各地域は現段階におきましては、社会システムの違い、経済発展段階の違いとその格差など、その多様性に富み、かつ複雑な歴史的背景を持つていて、地球規模で問題とされている環境問題に対して共通の問題意識とするに至っていません。しかしながら、池賀のような「準閉鎖海」としての日本海の特殊性と、ロシア海軍による核廃棄物の日本海海洋投棄が我が国の関係漁民に深刻な影響を及ぼしているように、公害の発生がただちに近隣諸国にその悪影響を及ぼすことを考慮致しますと、そこでの経済開発は、かっての日本が高度経済成長の過程で犯したような、利益追求のために自然を破壊し、公害をタレ流す、従来型の開発は厳しく拒否されなければなりませんし、環境に十分配慮した「持続可能な開発」が要求されます。

私がここで強調しなければならないと思いまるのは、日本海区域の地理的特異性についてであります。ここにお集りの皆様は、すでにご承知のことと存じますが、日本海は環日本海圏交流に重要な役割を果たすばかりか、その環境保護・保全はもちろんのこと、資源空間として我々が共有しなければならない日本海区域は、西に対馬海峡・朝鮮海峡、北に津軽海峡、宗谷海峡と、四つの海峡によって外洋につながるユーラシア大陸の縁辺の準閉鎖海であり、しかもこの海を垂直に見ますと、外洋とつながる海峡の水深は二~三百メートルと浅いのに対して、その中央部は一千メートルを遥かに越える深海となっています。しかも対馬暖流はその表面を流れるばかりで、海水の交換は極めて悪く、こうした特異性を持つ海がいったん汚染されれば、その回復は困難であります。したがって船舶などによる海洋汚染はもちろんのこと、陸上よりの汚染も厳しく規制される必要があります。このため、日本海区における海洋環境を保護・保全するための共通の基準設定が課題

になっています。

一九八二年に採択された国連海洋法条約も、五十九か国が批准し、条約が発効するのもあと一か国で、すでに秒読みの段階に入ったと言えますが、この条約も日本海のような準閉鎖海に面している各國は、海洋環境の保全や、魚類など海洋生物資源の管理、科学調査について相互に協力し、努力するよう規定されています。環日本海圏における環境を保護し・保全するためには、国際的・学際的協力による日本海区域の総合調査の実施と、日本海区海洋環境保全のための枠組み条約の立案とその締結に向けての努力が一段と重要な課題であると考えております。日本海は決して肥沃な海ではありません。したがって私ども日本社会党は、こうした資源環境的に恵まれていないこの閉鎖海を、沿岸各国の共同作業によって豊かな海に転換できないかと考えています。その転換の大作業こそ、我が国日本海沿岸の漁業関係者と自治体の理解と協力が必要なことはもちろんのこと、日本海圏沿岸諸国共通の理解と協力が必要であることは言うまでもありません。

私ども日本社会党はこうした見解から、そこで政策展開を一步前進させて「環日本海環境宣言」とこれの行動計画である「金沢アピール」を「金沢国際フォーラム」に提案致し、採択して頂いたのであります。この文書は地元実行委員会のご努力によって、このフォーラムの「総合ガイドブック」に和文、英文の二種類が掲載されておりますので、ご参考にして頂ければと存じます。国際的にも評価され、参考にされております文書であります。

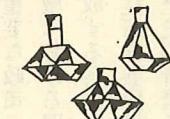
日本海の現実の姿は、多くの問題を抱えております。韓国漁船の不法操業による日韓両国漁業関係者の対立や、ロシア海軍による核廃棄物の日本海海洋投棄など、極めて厳しく、満身創痍の観があります。私どもはこうした避けては通れない日本海の厳しい現実を直視し、その解決の糸口を模索しながら、対処していくなければ、この海の将来の展望は開けないことも、否定できない事実ではないでしょうか。そ

うした現実に提起されている厳しい問題を克服し、この日本海区域を地中海のように環日本海諸国・地域に住むすべての人々に共通の「われらの海」とすることへの希望を見失つてはならないと存じます。

こうした課題も、明日、「アクションプログラム—日本海総合調査—の実現に向けて」というテーマのもとに行なわれる、分科会の第一セッションにおいて、厳しい漁業の実態と、われわれが克服しなければならない現実の課題について、それぞれ専門の先生方から問題提起を頂いたのち、ご討議頂くことになります。避けては通れない困難な課題ではあります、そこで議論が、問題の解決と、日本海の総合調査の実現に向けて大きく前進することを願っております。

環日本海圏協力構想は、すでに議論の段階から実行の段階に入ったと思ひます。繰返しになりますが、自治体連合や日本海の総合調査の実施など、私ども日本社会党が「金沢国際フォーラム」でご提案申し上げた課題や行動原則が、この「環日本海交流フォーラム・イン・福岡」にご参加頂きました皆様のご協力により、具体化に向けてより一層内容も豊かに前進致しますよう期待を致し、また私ども日本社会党も一層の努力を行なう決意であることを申し述べまして、中央実行委員長としての私の、「金沢国際フォーラム」の報告を終えたいと存じます。

ご清聴、有難うございました。



ま と め

環日本海フォーラム・イン・福岡
中央執行委員長 嶋崎譲

二日間にわたりました「環日本海交流フォーラム・イン・福岡」にご参加下さいました皆さん、大変お疲れさまでございました。ただいまの分科会報告にございましたように、すばらしい成果を挙げましたこの福岡フォーラムのまとめを、実行委員会を代表しまして提起させていただきたいと思ひます。

ここ福岡は日本海と黄海の結節点であり、二千年にわたる日本列島と大陸との交易・交流の拠点でありました。今回の福岡集会はこの歴史の上にたって、最近の中国のめざましい経済発展により「環黄海経済圏」への関心が非常に高まっていることを踏まえ、「環黄海経済圏との協力」をテーマと致しました。環日本海フォーラムが、隣接地域との交流・協力、多賀教授の言葉をお借りしますと協調と競争ということになりますけれども、正面から取り上げましたのは今回が初めてでございます。環日本海を、さらに広く、大きな視野から捉えることができ、わが党の環日本海圏政策と、日本海沿岸自治体を中心とした実践的取り組みを、さらに豊かにするきっかけになつたのではないかと自負しております。これも、奥田福岡県知事、桑原福岡市長、末吉北九州市長をはじめ、日本海沿岸の自治体で行政に携われている方々、研究者の方々、そして日本海沿岸十六道府県の社会党関係者・議員の方々に、ご多忙にもかかわらず多数ご参加いただき、熱心な議論をしていただきました結果でございます。主催者を代表致しまして、深く御礼を申し上げる次第でございます。

さて最初に、これまでの環日本海フォーラムを簡単に振り返っておきたいと思います。第一回の新潟国際フォーラムでは社会党の環日本海圏政策の「大綱」を発表し、互恵平等の原則を尊重して、自然の恵みを共有し、平和共存を図っていくためのネットワークを創造することを基本目標に掲げ、人的文化交流、経済協力、漁業資源の共同管理、環境の保全、開発のための協力基金の創設、軍縮と人権、地方政治の国際化といった七つの政策の柱を提案しました。第二回の小樽集会では、自治体ネットワークの具体化を中心的に論議を深めました。そして昨年の金沢国際フォーラムでは、政策大綱の具体化に向けて「開発と環境」を中心テーマとし、その集約として「環日本海環境宣言」と、「金沢アピール」を採択することができました。

今回の福岡集会では、昨日の多賀新潟大学教授の基調報告において、「環日本海経済圏」と「環黄海経済圏」の共通する特徴を明らかにしていただきあと、七つのご提言をいただきました。すなわち、歴史認識の共有、地方に始まり地方に終わる発展と検証、国際的に開かれた日本海国土軸の形勢、環境と人権に配慮した共通のルールづくり、そしてネットワークの形勢とネットワーカーの育成、ODAなど共通の基金づくり、環日本海圏への重層的機構の設立、等でございます。引き続き行われました経験報告では、緒方福岡市国際部長より、福岡市の「アジア文化賞」や「アジア太平洋センター」など意欲的な国際交流への取り組みをご報告頂きました。また、小川西南学院大学教授からは、大日本位の国際分業に対するオールタナティブとしての地方間経済交流の意義について論じて頂きました。山口県漁業組合連合会会長の藤原さんからは、日本近海における中国、韓国等の漁獲能力アップにより、資源が再生産できないほど減少しており、資源管理の国際ルールづくりが緊急の課題である等のご指摘をいただきました。末武日中友好協会全国本部副理事長からは、中国の驚異的な経済発展に伴い中華経済圏が形成されつつあり、それに対し韓国が非常に積極

的に投資しているのに比べ、日本が消極的であることなどのご指摘があり、今後の経済交流への具体的なご提言をいただきました。最後に、福岡県水産物卸売市場協会会長の長野さんより、日本海と黄海における漁業問題とその解決としての共同管理水域設定構想などを説明いたしましたあと、食文化から平和・外交戦略に至る幅広いご提言をいたしました。

なお、本日行われました分科会につきましては、先程詳細なご報告をいただきましたので、割愛させていただきますが、第一セッションで論議致しました「環日本海自治体連合」の創設については、このあとの福岡アピールで提案致しますように、環日本海自治体議員連盟づくり、環日本海知事サミットの開催などをはじめ、直ちに具体的な作業に入りたいと考えております。また第二セッションでの「アクションプログラム日本海総合調査」の実現につきましても分科会の論議を踏まえ、関係自治体をはじめ、学者・研究者に御協力を頂き早速取り組みを始めなければなりません。以上簡単ではございますが、まとめさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

福岡アピール

われわれは十一月二十二日、二十三日の両日、環黄海圏との経済協力が積極的に行なわれている福岡市において四回目の「環日本海交流フォーラム・イン・福岡」を開催し、「環日本海・環黄海経済圏の展望と自治体の役割」と、「アクションプログラム－日本海総合調査－の実現に向けて」の二つの分科会に分かれて、活発な討議が行なわれた。

その結果、日本海沿岸地域の繁栄と平和のため、地方自治体、諸機

関等が協力して行動することの重要性が改めて再認識された。また、日本社会党が細川新政権のもとで連立与党第一党になったことを踏まえ、以下の目標の実現を期してすべての人々に参加を呼び掛けるとともに、次に掲げる事項について政府が積極的に協力するよう要請する。

一、われわれは、環日本海圏の協力・協生に向けて日本海沿岸自治体間ネットワーク「日本海自治体連合」が創設されることを期待するとともに、環日本海圏諸国自治体による国際間ネットワーク「環日本海圏自治体連合機構」の創設へと発展させるため、さらに努力する。

二、われわれは、来年の早い時期に、環日本海知事サミット（仮称）を実現するとともに、環日本海圏自治体連合機構の設置をめざして、来年八月開催が計画されている中国・長春における「東北アジア地方政府予備会議（仮称）」の成功に努力する。

三、われわれは、昨年の金沢における「環日本海環境宣言」が国際海洋法学会へのアピールをはじめ、環日本海圏諸国や関係自治体において真剣に討議されていることを自覚し、この宣言が次回の国際フォーラムで採択されるよう全力を傾注する。

四、われわれは、日本海の海洋環境を保護・保全し、魚類資源の共同管理など日本海の漁業秩序の確立に寄与するため、漁業団体をはじめ日本海沿岸に立地する大学、自治体、水産試験場など各機関・団体の連携・協力のもとに三年計画による日本海総合調査の実施に向けて行動する。

五、政府は、われわれのこうした具体的な行動の重要性を認識し、物

心両面からなる協力を行なうよう要請する。とくに政府は次の事項について予算的・外交的配慮を行なうよう求めること。

(一) 非政府機関（NGO）として自治体、経済界、漁業界、各種学会、市民団体、報道界などで構成する「環日本海フォーラム」を常設するため、資金面等での援助を行なうこと。

(二) 環日本海圏協力の積極的展開と国土の均衡ある発展は表裏一体の関係にあり、第五次国土総合開発計画の策定に際して政府は、日本海新幹線や日本海港湾ネットワークの形成など、日本海沿岸におけるインフラを整備するため、新たな国土軸として日本海国土軸を設定すること。

(三) 日本海漁業をめぐる厳しい現実を認識し、漁業資源の持続的利用並びに漁業秩序の確立を図り、併せて海洋環境の保全を図る観点から、早急に漁業関係の枠組みの抜本的な見直しを行なうこと。

(四) われわれの総合調査の実施に並行して、環日本海圏諸国が対等・平等の立場から相互協力を行なう一環として、漁業分野における海洋環境・漁業資源調査、漁業資源の保護・増殖、地震活動や海底火山など防災に関する技術協力の促進並びに協力体制の整備を積極的に進めること。また、旧ソ連・ロシアの核廃棄物の日本海投棄を完全に中止させるとともに、放射能の日本海全域における長期的調査のための技術・資金援助を抜本的に強化すること。

われわれは、今回の福岡フォーラムの成果にたって、さらに環日本海圏交流の発展を図るために、来年は秋田県において国際フォーラムを開催すること。

開き、各国代表が再びそれぞれの活動の成果を持ち寄り、課題の点検とその解決に向けて討議を深めることを誓うものである。

一九九三年十一月二十三日

環日本海交流フォーラム・イン・福岡

一九九三・一一・二四

水道原水の水質の保全に関する

事業の促進等に関する法律案（仮称）

をめぐる政府の対応について

日本社会党 環境部会

一 法案の取り扱いについて

厚生省案を政府案として国会に提出できるようにするためには、関係省庁の間で早急に合意形成されなければならないが、対応を急いでいる環境庁は十一月六日に中央環境審議会答申を得て、直ちに政府案の検討作業に参加する予定と言っている。環境庁はこれを遅滞なく確実に実行するとともに、これを待つて政府は、水道水源の水質を保全・改善するための効果的かつ総合的な法案をできる限り早く国会提出できるよう、調整を急ぐべきである。

一九九三・一一・五

自衛隊法の

一部を改正する法律案

政府は、緊急事態における在外邦人輸送のための自衛隊法改正案について、社会党の求めに応じて前自民党政府案を修正したう

生活排水からの汚濁負荷を削減するため、①下水道、ミニマティ・プラント、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備、②浄水場の処理施設の高度化、③富栄養化防止対策が必要な湖沼における重点的な事業推進、などに関わる各省庁の予算要求額は満額確保されるようすべきである。なお、厚生省が一で述べた法案の実現を前提とし、必要な事業の予算を要求することについてはなんら支障はない、社会党は他の与党とともにそれを支援すべきと考える。

三 総合的な計画の必要性について

前述したように政府は、水道水源の水質を保全・改善するための効果的かつ総合的な法案の国会提出を急ぐばかりでなく、その法案外の事項となる既存の法律やそれに基づく規制等を全体的に見直すこととし、たとえば環境基準、排水基準、廃棄物最終処分基準などの強化、水源涵養林、保安林の指定の拡大と解除抑制措置の強化などの施策を含め総合的な計画を策定し、政府一体となってこれを推進すべきである。

え、法律の運用方針を閣議決定で明示し、法律案を去る十一月五日に提出した。一方、自民党は九月二十八日に前自民党政府案とまったく同一の法案を議員立法で提出した。法案を審議する安保委員会が与党委員少數の逆転委員会であり、先に付託された自民党案を先議することとなるため、十二月一日現在、与野党間で事態の打開に向けて折衝が重ねられている。

え、法律の運用方針を閣議決定で明示し、法律案を去る十一月五日に提出した。一方、自民党は九月二十八日に前自民党政府案とまったく同一の法案を議員立法で提出した。法案を審議する安保委員会が与党委員少數の逆転委員会であり、先に付託された自民党案を先議することとなるため、十二月一日現在、与野党間で事態の打開に向けて折衝が重ねられている。

この法律は、公布の日から施行する。
附 則

一九九三・一一・五（閣議決定）

委員会が与党委員少數の逆転委員会であり、先に付託された自民党案を先議することとなるため、十二月一日現在、与野党間で事態の打開に向けて折衝が重ねられている。

一九九三・一一・五

政 府 案

自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一百条の七の次に次の一定を加える。

（在外邦人等の輸送）

第一百条の八 長官は、外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命または身体の保護を要する邦人の輸送の依頼があつた場合において、当該輸送の安全について外務大臣と協議しきれが確保されていると認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、航空機による当該邦人の輸送を行うことができる。この場合において、長官は、外務大臣から当該緊急事態に際して生命または身体の保護を要する外国人として同乗させることを依頼された者を同乗させることができる。

2 前項の輸送は、第一百条の五第二項の規定により保有する航空機により行うものとする。ただし、当該輸送に際して使用する空港施設の状況その他の事情によりこれが困難であると認められるときは、その他の輸送の用に主として供するための航空機により行うことができる。

政府が第一二八回国会において提出する自衛隊法の一部を改正する法律案が成立した場合における改正後の自衛隊法（昭和二九年法律第二百六五号。以下「自衛隊法」という。）第一〇〇条の八に基づく、在外邦人等の輸送のための自衛隊の航空機の使用については、下記の方針にしたがって実施されるものとする。

記

1 政府としては、緊急時における在外邦人等の保護について、在外公館の情報収集の強化や民間との連携を含む総合的な危機管理対策の一層の充実を図るものとし、当該対策の一つとして、自衛隊の航空機による在外邦人等の輸送を実施し得るようにするものとする。

2 在外邦人等の輸送の実施に当たっては、派遣先国の状況等の把握に鋭意努め、派遣先国の空港及び航空機の飛行経路において、在外邦人等の輸送のため使用される航空機の安全が確保されない場合は、当該輸送を実施しないものとする。

3 在外邦人等の輸送の実施に当たっては、当該輸送を行なうことが必要となつた具体的な緊急事態の状況（派遣先国の状況等）、輸送の態様（派遣機種、機数、人員数等）等を勘案し、必要に応じ、自衛隊の航空機の派遣について閣議の決定を行うこととする。

4 自衛隊法第一〇〇条の八第二項により、在外邦人等の輸送は、同法第一〇〇条の五第二項の規定により保有する航空機により行なうこととする。

とを原則とするが、在外邦人等の輸送に際して使用する空港施設の状況その他具体的な状況に応じた適切な輸送をするための諸条件に照らし、これによることが困難であると認められるときは、その他の輸送の用に主として供するための航空機によって行うこととし、いかなる場合においても、戦闘機は、使用しない。

5 在外邦人等の輸送を実施する要員の構成及び人員数は、自衛隊法第一〇〇条の八が、緊急事態に際して生命等の保護を要する在外邦人等の輸送のみを自衛隊の航空機により行い得るようにするためのものであることを踏まえ、当該輸送の具体的な態様等に応じた、適切かつ必要最小限度のものとする。

6 在外邦人等の輸送のため使用される航空機の安全が確保されない場合には、当該輸送を実施しないことから、戦闘機による護衛を行うことはなく、また、派遣先国内において、在外邦人等の生命、身体、当該輸送に係る航空機等を防護するために、武器（直接人を殺傷し、又は、武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械等をいう。以下同じ。）を携行し、使用することはない。

7 在外邦人等の輸送のために使用される自衛隊の航空機内における不測の事態に備えて自衛隊法第九六条に基づき警務官等が携行する武器は、拳銃に限るものとする。

7 在外邦人等の輸送を実施する自衛隊の航空機へ同乗させることができる外国人は、人道的見地から邦人と同じような状況の下で退避が必要とされ、他に救出手段がなく、当該外国人の輸送につき養成があることを原則とする。

一九九三・一〇・一八

自衛隊法の一部を改正する法律案（自民党案）

自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一百条の七の次に次の一定を加える。

（在外邦人等の輸送）

第一百条の八 長官は、外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命または身体の保護を要する邦人の輸送の依頼があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、航空機による当該邦人の輸送を行うことができる。この場合において、長官は、外務大臣から当該緊急事態に際して生命または身体の保護を要する外国人として同乗させることを依頼された者を同乗させることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

一九九三・一一・一七

整備新幹線について（案） (見直しについて)

連立与党政策幹事会
整備新幹線見直し専門委員会
座長 左近正男

1 従来の整備計画はすべて維持されることを前提とし国家プロジェクトとして、逐次その整備を推進する。

2 当面は、現行スキームにより三線五区間の整備を推進する。
3 また、これに加え、二一世紀初頭の整備新幹線の全線フル開業を

目指す。

一九九三・一一・一八

4 右記3のための追加所用額は約五兆円。この財源を確保するため、次の考え方を基本的考え方として今後着工までに検討し、成案を得る。

JRの負担分を受益の範囲とし、

(1) 国、地域の負担割合を引き上げることとする。このため、

i 国については、公共事業費の配分は正または上積みを行なう。

ii 地域については、引き上げ分について何らかの措置が必要である。

5 整備五線のルートについては、以下のとおりとし、これに必要な準備予算については、平成六年度に計上する。

(1) 北陸新幹線の南越以西については、地元調整を前提にルートを公表する。

(環境影響評価の実施)

(2) 北海道新幹線については、地元調整を前提にルートを公表する。

(環境影響評価の実施)

(3) 九州新幹線（長崎ルート）について、地元調整を前提にルートを公表する。

(環境影響評価の実施)

6 東北新幹線の「盛岡－沼宮内」「八戸－青森」についてフル規格とする。ただし、その財源は右記4のスキームにおいて対応する。

7 九州新幹線について、「博多－八代」間に、現行「八代－西鹿児島」方式に準じて対処する。

8 着工順位及び時期については、各年予算の推移、今後の物価騰貴等の経済状況変化等を踏まえ、二線五区間の進捗率が概ね五割を超えた時点で別途協議する。

第一 政党交付金の総額に関する事項

一一月一八日、第一二八国会の衆議院において修正可決された「政治改革関連法案」の修正部分の主な内容は、①小選挙区定数二七四、比例代表定数二六、②収賄罪の実刑に対して公民権停止プラス五年、③政党助成額を三〇九億、④選挙運動期間一二一日（衆議院）、⑤政治活動ポスターの事前掲示の禁止などである。なお、修正要綱は次のとおりである。

政治改革関連法案修正要綱

第二 政党交付金による支出の公開基準等に関する事項

一 政党の会計責任者は、一件五万円以上の政党交付金による支出をしたときは、領收書等を徴さなければならないものとすること。

(第十五条第二項関係)

二 政党交付金による支出又は支部政党交付金による支出について
は、人件費その他の自治省令で定める経費以外の経費に係る一件
五万円以上のものについて、その支出先、金額等を報告書又は支
部報告書に記載するものとすること。（第十七条第一項及び第十
八条第一項関係）

政治資金規正法の一部を改正する法律案に対する改正案要綱

政治資金パーティーの対価の支払の公開基準を一の政治資金パーテ
イー当たり二十万円超とするものとすること。（第十二条第一項第一
号ト及びチ関係）

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 衆議院議員の選挙制度に関する事項

一 議員の定数

衆議院議員の定数のうち、二百七十四人を小選挙区選出議員、
二百二十六人を比例代表選出議員とすること。（第四条関係）

二 選挙運動期間

衆議院議員の選挙期日の公示又は告示の日は、選挙期日の少な
くとも十二日（現行十四日）前とすること。（第三十一条関係）

項

公職にある間に犯した収賄罪により刑に処せられた者は、実刑期
間とその後の五年間（刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、
その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの

間）、選挙権及び被選挙権を有しないものとすること。（第十一条
関係）

第三 公職の候補者等及び後援団体の政治活動のために使用されるポ
スターの掲示の禁止に関する事項

公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者
が類推されるような事項を表示するポスター及び後援団体の政治活
動のために使用される当該後援団体の名称を表示するポスターにつ
いては、次の区分による当該選挙ごとの一定期間、当該選挙区内に
これを掲示することができないものとすること。（第一百四十三条関
係）

一 衆議院議員の総選挙にあっては、任期満了の日の六月前の日か
ら当該選挙の期日までの間又は解散の日の翌日から当該総選挙の
期日までの間

二 参議院議員の通常選挙にあっては、任期満了の日の六月前の日か
ら当該通常選挙の期日までの間

三 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙（再選挙及び補欠選挙
を除く。）にあっては、任期満了による選挙についてはその任期

満了の日の六月前の日から当該選挙の期日までの間、任期満了に
による選挙以外の選挙については当該選挙を行うべき事由が生じた
旨を告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

四 衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しく
は長の再選挙又は補欠選挙にあっては、当該選挙を行うべき事由
が生じた旨を告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

第四 その他

その他所要の規定の整備を行うものとすること。

自転車の安全利用の促進及び

自転車駐車場の整備に関する法律 の一部を改正する法律案要綱（案）

一　自転車等駐車場の設置に関する地方公共団体等の責務（第五条第一項関係）

自転車等駐車場の設置に関する地方公共団体等の責務（第五条第一項関係）
地方公共団体又は道路管理者は自転車等（自転車又は原動機付自転車をいう。以下同じ。）の駐車需要の著しくなることが予想される地域において、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとすること。

二　自転車等駐車場の設置に関する鉄道事業者の協力体制の整備及び積極的協力義務（第五条第二項関係）

鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における地方公共団体等による自転車等駐車場の設置が円滑に行われるよう、地方公共団体等との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体等から当該自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならないものとすること。

三　放置自転車等に対する措置等（第六条関係）

1　市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定める

ところにより放置自転車等を撤去した場合には、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならないものとし、自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならないものとすること。

2　市町村長は、1の保管した自転車等につき、公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還するときは、条例で定めたところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管するものとし、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができるものとすること。

3　1の公示の日から起算して六月を経過しても保管した自転車等（売却した代金を含む）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属すること。
4　条例で定めるところによる放置自転車等の撤去、1及び2の自転車等の保管、公示、売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とができるものとすること。

5　都道府県警察は、市町村から、1の撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとすること。

四　自転車等の駐車対策に関する総合計画の策定（第七条関係）

1　市町村は、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができるものとすること。
2　総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとすること。

① 総合計画の対象とする区域

② 総合計画の目標及び期間

③ 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事業の概要

④ 二の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者（以下「設置協力鉄道事業者」という。）の講ずる措置

⑤ 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針

⑥ 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項

⑦ 自転車等駐車場の利用の調整措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項

3 市町村は、総合計画を定めるに当たっては、2の③に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者と、2の④に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならないものとすること。

4 総合計画において2の③の自転車等駐車場の設置主体となつた者及び2の④の設置協力鉄道事業者となつた者は、総合計画に従つて必要な措置を講じなければならないものとすること。

5 その他所要の規定の整備を行うものとすること。

五 自転車等駐車対策協議会の設置（第八条関係）

市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する自転車等駐車対策協議会を置くことができるものとすること。

六 原動機付自転車の駐車対策

1 原動機付自転車の駐車場についても、自転車と同様に設置しなければならないものとすること。

2 放置された原動機付自転車についても、放置自転車に対する措置と同様の措置を講ずることができるものとすること。

七 自転車防犯登録の義務化（第十二条第三項関係）

自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録を受けなければならないものとすること。

八 その他

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。（附則第一項関係）

2 自転車防犯登録の義務化に関する適用地域等について所要の規定の整備を行うものとすること。（附則第三項関係）

3 その他所要の規定の整備を行うものとすること。



「コメの関税化六年延長・ミニマム アクセスによるコメ輸入」について の日本社会党農林水産部会の見解

日本社会党農林水産部会

一、ガット・ウルグアイラウンド交渉は十二月十五日の交渉期限を目前にして緊迫した情勢を迎えていたが、あたかも「コメの関税化六年延長、ミニマムアクセスによるコメ輸入」が決定されたかのようないい報道が続いている。日本社会党農林水産部会は、この「コメ輸入」は明らかにコメ市場開放、コメ自由化であり断じて認める事にはできない。

一、この「コメの関税化六年延長」について、「関税化を先送りできた。ミニマムアクセスによるコメ輸入も食糧管理制度の管理下に置くので、市場開放、自由化ではない」という見解が政府筋から出されている。ミニマムアクセスによるコメ輸入は初年度四〇万トン、最終年度八〇万トンとしているが、この輸入米を食糧管理制度に含めようともコメの部分自由化であることは間違いない。また、将来、関係国の圧力により輸入量の拡大は必至と見なければならない。

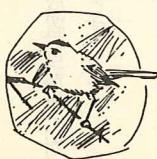
一、したがって連立政権樹立に当たっての八会派「合意書」違反であり、国会決議を無視したものと断ぜざるを得ない。

一、国内で二〇年以上も減反政策がつづけられ、一九九三年産米の大

凶作のなかでも水田営農活性化対策を見直すことなく、六〇万ヘクタールの減反を農業者に強要しているなかで、四〇万トン～八〇万トンに及ぶコメを輸入することは、農業者をはじめ国民の認めるところはない。また、消費者は輸入米に対する安全性に対し重大な危惧を抱いており、安全な国内産米の安定供給は今後の重要な課題である。

一、コメ以外の乳製品、麦、でん粉、雑豆等その他の農畜産物の関税化についても、牛肉自由化の例を見るまでもなく、地域農業に壊滅的打撃を与えることは必至であり、断じて認める事はできない。

一、この「コメの関税化六年延長、ミニマムアクセスによるコメ輸入」を認めれば、わが国農業は壊滅的な打撃を受け、農業・農村は崩壊するばかりか、消費者をはじめ国民経済に重大な影響を及ぼすことは必至であり、連立政権をゆるがすばかりでなく、わが党の存立が問われる重大な問題である。党は国会決議・大会決議を農業者をはじめ国民の期待に応えて遵守すべきである。



〈1993年第二次補正予算資料〉

生活者・消費者の視点に立った社会資本整備の推進

(大蔵省作成)

○緊急経済対策（5. 9. 16）

(1)生活者・消費者の視点に立った社会資本整備の推進

円高差益還元や規制緩和に関連した社会資本の充実を図ることとし、また、文化の香り豊かで美しい質の高い生活環境の形成に資する分野に重点化を図るとともに、生活者・消費者が生活の質の向上を肌で実感できるような手法を工夫して社会資本整備を推進することとして、本年度の事業の進捗状況や景気浮揚効果を勘案しつつ、1兆円の事業費の追加を行う。

○対外発表振り

- ① 「今回の対策の中心となる円高差益の還元や規制緩和に直接的、間接的に関連する社会資本整備」
- ② 学校の地域開放に必要な施設や国立博物館、美術館の施設整備等「文化の香り豊かな質の高い生活に係る社会資本整備」
- ③ 高齢者や身障者にやさしい街作りのための公的施設へのスロープ等の設置や主要な道路の段差解消、街路樹の植栽といった「豊かで美しい生活環境の実現を肌で実感できる社会資本整備」

生活者・消費者の視点に立った社会資本整備

1. 円高差益還元、規制緩和に直接的、間接的に関連する社会資本整備

(単位: 百万円)

事業	概要	事業規模	うち国費
○活気ある街づくりを実現する市街地再開発事業及び土地区画整理事業（建設省）	容積率の緩和等、規制緩和に対応した土地の有効高度利用を実現する市街地再開発事業及び土地区画整理事業を推進、これに関連した公共施設を整備	21,042	8,545
○優良都市開発関連下水道の整備（建設省）	容積率の緩和される優良都市開発事業に関連する下水道の整備	4,954	2,517
○輸入インフラとしての空港の整備（運輸省）	輸入促進地域の計画がある新千歳空港の用地造成等	769	510
○円高差益を還元するための輸入インフラとしての外貿コンテナターミナル等の整備（運輸省）	我が国への外国製品の輸入を担う外貿コンテナターミナル等の早期供用のための整備	12,932	7,696
○輸入手続きを迅速化する動植物検疫の研究・検査施設等の整備（農林水産省）	植物防疫所の研究施設、動物検疫検査施設、動物用医薬品の検査施設等の整備	986	986
○豊かな生活をもたらす円滑な取引・流通のための卸売市場の整備（農林水産省）	輸入食料品等の円滑な取引・流通を通じ豊かで質の高い生活を実現するための卸売市場施設の整備	4,643	1,000
○車両総重量に関する規制緩和に伴う橋梁の補修等（建設省）	車両総重量の規制緩和に対応した橋梁の補修、補強、橋梁ジョイント部の段差解消等	4,598	2,489
小計		49,924	23,743

2. 文化的香り豊かな質の高い生活をつくる社会資本整備

(単位：百万円)

事業	概要	事業規模	うち国費
○地域の文化・歴史を偲ばせる水辺整備（建設省）	・特に舟運の歴史を有する河川等において船付場護岸などを整備 ・城の堀の浄化 ・ダムの堤体等を保全、整備 ・地すべり防止工事	2,964	1,888
○安心して休憩でき、地域文化にもふれあえる「道の駅」整備（建設省）	郷土資料館等の地域振興施設と一体的に簡易パーキングを整備	1,420	710
○地域文化に根ざした生活空間をつくる地域交流センター等の整備（建設省）	駅周辺地区等において地域交流センター等（各種の催事のためのホール、カルチャーレンジ、多目的広場等）を建設、これに関連した公共施設を整備	650	275
○文化の香り豊かな港湾環境の整備（運輸省）	港湾の歴史、文化に親しみやすくするための港湾緑地の整備	200	100
○憲政記念館展示室等施設整備（国会）	展示室、講堂、会議室等の整備	294	294
○国立国会図書館利用者サービス改善施設整備（国会）	利用者用大型表示盤増設	62	62
○高齢者のための「ぬくもりあるむらづくり」の整備（農林水産省）	農山漁村地域の高齢者の生きがいのための郷土文化保存伝習施設や郷土歴史博物館等の整備	2,526	1,263
○農村での情報交流を進めるCATVを中心とした情報拠点施設整備（農林水産省）	農村と都市双方の情報交流を進め、豊かで質の高い生活の実現を図るCATVを中心とした情報拠点施設の整備	5,700	2,850
○試験研究施設としての調査船の代船建造及び専用バースの整備（農林水産省）	調査船の船体、調査観測機能の向上を図るために代船建造等及び有明埠頭等の水産庁所属船専用バースの整備	7,071	7,071

(円滑化・充実)

○新しい情報文化の円滑な供給を促進する「マルチメディアセンター」の設置（通商産業省）	特定プログラム、ニュース映像等のマルチメディア素材の貸出、マルチメディア制作のための機器利用を可能とする施設の整備	900	900	
○次世代ハイビジョン放送に必要な大容量衛星通信を促進する地球局の整備（郵政省）	来年度に打ち上げ予定の衛星による大容量通信実験を行うための地球局の整備	2,800	2,800	
○新たな通信放送サービス普及のための通信放送技術衛星の開発（科学技術庁）	通信放送技術衛星のエンジニアリングモデル等の開発の促進	6,181	6,181	
○外交史料館施設整備（外務省）	外交関連情報公開の強化と重要外交史料の保存体制整備	85	85	
○市民による国際文化交流の拠点となる「国際交流フォーラム」（仮称）の新設（外務省）	国際文化交流の促進のための拠点となる多目的ホール、ギャラリーなどを備えた国際交流フォーラム（仮称）を新設	2,700	1,600	
○学校の地域開放促進等のための施設整備（文部省）	特別教室、クラブハウス等について地域開放等を促進するための施設を整備	16,975	5,788	
○学校の地域開放促進等のための日本私学振興財団貸付の拡充（文部省）	地域開放のための施設や障害者利用施設の整備、樹木の植栽、災害復旧の促進のための貸付の拡充	7,500	財投資金	
○スポーツ振興等のための国立競技場施設整備（文部省）	スポーツ振興と国民の心身の健全な発達に寄与するための代々木競技場・西が丘競技場の改修工事	454	454	
○留学生とのふれあいの場としての国際交流会館の未設置県解消（文部省）	留学生と地域住民との国際交流を図り、地域の国際化を推進するため、国際交流会館の整備を促進し、未設置県を解消	3,000	3,000	

○国立青年の家・国立少年自然の家の整備（文部省）	全国各地域の国立青年の家・国立少年自然の家の改修工事等	1,216	1,216
○国立婦人教育会館の整備（文部省）	便所給排水設備改修工事、宿泊棟ベランダ手すり改修工事	239	239
○私立大学・大学院等教育研究施設整備（文部省）	私立大学等における大型の教育研究装置の整備、専修学校における高度の教育研究施設の整備	2,144	1,072
○大学人と地域との交流の場にも着目した学術研究施設としての大学の整備（文部省）	公開講座等の教育研究、情報教育等に必要な施設の整備、図書館の整備、地域産業との共同研究のための施設の整備等	64,877	64,877
○大学の学内ＬＡＮ整備（文部省）	キャンパス情報ネットワーク（学内ＬＡＮ）等の整備	10,516	10,516
○生涯教育を充実化するための放送大学学園の放送用施設等の整備（文部省）	広く社会人や家庭婦人等に大学教育の機会を提供するための放送大学学園の放送用施設等の整備	2,126	2,126
○「上野の杜の文化発信基地づくり」等博物館・美術館の整備（文部省、建設省）		18,295	18,295
・国立博物館施設等整備	東京国立博物館法隆寺宝物館の改築工事、奈良国立博物館第二新館の新営、東京・京都・奈良国立博物館の改修工事等		
・国立美術館施設等整備	国立西洋美術館展示施設新営工事、東京・京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館改修工事等		
・研究所施設等整備	東京・奈良国立文化財研究所改修工事、平城宮跡整備等		
・国立科学博物館の整備	上野地区たんけん館等の整備		

○第二国立劇場（仮称）の整備及び国立劇場の整備（文部省）	現代舞台芸術の一層の普及及び国民の芸術文化に接する機会の増加に寄与するための第二国立劇場（仮称）の整備及び国立劇場の施設等の更新	15,313	15,313
○研究機能の向上や、豊かで質の高い生活につながる研究の充実のための国立研究機関等の施設の整備（科学技術庁ほか9省庁）	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療・生活衛生技術向上のための研究 ・ライフサイエンスの研究促進 ・都市環境・自然環境・地球環境問題への対応 ・交通システム安全性向上のための研究 ・その他の研究施設等整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型放射光施設整備 ・重粒子線がん治療関連施設整備 ・筑波医用電子線センター施設整備 ・産業医科大学施設整備等 ・種苗管理センター栽培試験施設整備 ・マウス等育成のための実験材料供給棟等整備等 ・土壤管理、栽培管理技術等の開発 ・地球環境問題研究のための国際農林水産業研究センター等施設整備 ・多用途低温実験室増築等 ・酸性雨測定所施設整備 ・国立環境研究所施設整備 ・超低公害車の性能評価用総合試験施設整備等 ・航空機事故防止のための試験施設整備 ・船舶・海洋構造物の構造材料寿命評価研究施設整備 ・リニアモーター輸送システムの安全性、経済性の試験研究施設整備等 ・産業安全研究所施設整備 ・広帯域CATVシステム電波干渉実験施設整備等 	<ul style="list-style-type: none"> 31,507 30,156
小計	207,715	179,131	

3. 豊かで美しい生活環境の実現を肌で実感できる社会資本整備

(単位：百万円)

事 業	概 要	事業規模	うち国費
○安全な水、おいしい水の確保（建設省、厚生省）	<ul style="list-style-type: none"> ・主な水源河川において、下水道管渠の整備、汚濁物質を徹底処理する高度処理施設の建設 ・ダム貯水池の深い位置から大量の気泡を発生させアオコ・赤潮等の発生を抑制する曝気循環施設等の設置 ・河川の底泥の浚渫等 ・水質自動観測装置の整備 ・オゾン処理、活性炭処理、生物処理等の浄水施設を通常の浄水施設に付加、水道水質検査施設の検査機器等の整備 	21,323	10,295
○家族で憩える水辺づくり（建設省ほか2省庁）	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりと一体となった水辺空間の整備。河川公園、散策路の整備。堤防の拡幅 ・貯水池周辺で整地、親水護岸の整備を行い、その上でキャンプ場等の利用施設を整備 ・都市の急傾斜地崩壊危険箇所を整備し、斜面緑地を形成 	33,100	19,072
○雪に強いまちづくり（建設省）	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地を流れる中小河川に消流雪用水を導入 ・除排雪機能を備えた流路工の整備 ・地すべり排水を融雪用水、公園用水等に活用。 ・雪崩危険箇所において雪崩予防柵等の設置 ・道路の消融雪施設や流雪溝の整備 	4,814	2,996
○豊かな水環境に配慮した川づくり（建設省ほか2省庁）	河川、ダム等に魚類の自由な遊泳を可能とする魚道等を整備	3,972	2,448
○農山村地域の水洗化の促進（建設省、厚生省）	開発された水資源により農山村地域の水洗化を促進	1,491	745

○緑あふれる憩いの空間づくり（建設省）	砂防ダム、地滑り斜面、急傾斜地崩壊危険箇所等において、緑地、公園等を整備し、安全な公共的空間や緑あふれる憩いの空間を確保	5,372	2,877
○緑豊かで、車椅子もすれ違える幅の広い歩道の整備等（建設省）	植栽を行う幅の広い歩道の整備等	46,174	26,642
○高齢者・身障者にやさしい街づくり（建設省ほか7所管）		24,378	14,336
・歩道の段差解消等	歩道の段差解消、歩道の透水性舗装やカラーブラック		
・公共施設における高齢者・身障者に配慮した施設の整備	エレベーター付き横断歩道・地下歩道等の整備		
・スロープ設置	裁判所、国立大学、労働基準監督署、職業安定所、国営公園等の公共施設における左記の施設の整備		
・エレベーター整備			
・トイレその他の施設整備			
○国会参観者等のための施設整備（国会）	傍聴参観者、議員会館外部訪問者用施設等の整備	245	245
○違法駐車を減らし、商店街を生き返らせる駐車場整備（建設省）	立体駐車場及び地下駐車場の整備	766	383
○駅周辺等の放置自転車を排除し、快適な歩行者空間を確保するための駐輪場整備（建設省）	駅周辺、商店街の駐輪場の整備	510	255
○渋滞を緩和し、高齢者・身障者を守る交差点改良・鉄道の立体交差化及び信号機の機能アップ（建設省、警察庁）	・交差点の改良・立体化、鉄道の一定区間を高架化（地下化）する連続立体交差事業や鉄道と道路の立体交差事業を実施 ・信号の地域制御化、系統化、交通情報提供装置の整備、信号機の改良	26,460	13,699

○豊かな暮らしの舞台となる住宅宅地をつくり出す土地地区画整理事業（建設省）	土地区画整理事業により住宅宅地を供給	4,164	2,110
○快適な通勤・通学を支え、誰もが利用しやすい「まちの顔」駅前広場の整備（建設省）	街の顔として美しく憩いのある駅前空間の整備促進	2,486	1,243
○美しい街づくりのための電線類の中地化（建設省）	キャブ、共同溝を整備し、電線類の中地化を推進	3,485	1,892
○郊外住宅からの通勤・通学者の足となる都市モルタル等の整備（建設省）	都市モルタル、新交通システムの駅舎、桟、支柱の整備	600	300
○高齢者・身障者の足となる、バスの使いやすさ向上のためのバス路線の整備（建設省）	バスレーンのカラー舗装化、バス停でのバス乗降や発着の円滑化	3,120	1,638
○安全・快適な運転を誘導するための道路案内標識等の整備（建設省）	道路情報提供施設の整備、交差点に道路照明を整備	3,803	2,126
○住宅団地から最寄りの駅までの交通を確保する住宅アクセス道路整備（建設省）	大都市圏等における住宅宅地開発に伴つて整備が必要となるアクセス道路を整備	20,671	12,126
○多数の児童・園児たちが安全に通うための学校周辺の通学路の整備（建設省）	通学路における歩道、立体横断施設等の整備	16,060	8,388
○緑豊かでうるおいのある公共住宅団地の整備の推進（建設省）	緑化水準向上のための植栽工事を実施	3,379	1,971
○高齢者が安心して住むことができる公共住宅の供給の推進（建設省）	デイサービスセンター等老人福祉施設等との合築、併設を行う公営住宅団地の整備	7,118	4,503

○大都市圏等におけるゆとりある都市型住宅供給の促進（建設省）	・特定優良賃貸住宅の追加 ・大都市の既成市街地において、住宅等の建設及び公共施設の整備等を総合的に促進	25,976	8,335
○豊かな居住環境を備えた住まいづくりの推進（建設省）	三大都市圏等の地域において、道路、都市公園、下水道、河川、砂防設備等の住宅建設及び宅地開発事業に関連する公共施設の整備を推進	36,550	17,500
○早期供用開始促進型下水道事業（建設省）	下水道既整備区域に隣接し、下水道準幹線管渠を整備すれば直ちに供用することが可能な未整備区域において重点的に整備を促進	68,026	35,433
○中小市町村整備促進型下水道事業（建設省）	中小市町村を中心とした下水道の未供用都市における整備の推進	9,637	5,032
○定住促進型下水道事業（建設省）	過疎対策の一環として、農山漁村地域において下水道を整備	3,692	1,897
○人が憩える水辺を創造するための下水道事業（建設省）	水質汚濁の特に著しい水域において、積極的に下水道事業を促進	3,703	2,208
○国立公園等豊かな自然を守る下水道（建設省）	国立公園、国定公園などにおける下水道整備を促進	1,050	543
○処理場の上部利用及び周辺緑化促進事業（建設省）	処理場等の上部利用及び周辺緑化等により市民への一般開放を促進	552	286
○家族一緒に憩え、文化活動やスポーツ活動の場となる市民に身近な公園の整備（建設省、環境庁）	・公園において体育館と会議室、研修室等が一体となった多目的体育館を整備 ・全国都市緑化フェアの会場となる公園の整備	15,402	8,587

・博物館・遺跡等と一体となった公園	国営公園等における文化的施設の整備、野外音楽堂等の整備		
・街の森づくり	公園における高木等約5万本の植栽等		
・都市住民が身近に自然とふれあえる公園	身近な自然とのふれあいや体験学習でできる自然生態園の整備		
・都市住民の緑化活動の拠点となる公園	都市住民に対する緑化に関する技術指導等の拠点となる都市緑化植物園の整備		
・家族が自然の中で宿泊できる公園	公園内におけるオートキャンプ場の整備		
・市民の身近な健康づくりのための公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョギングコース、サイクリングコース等の整備 ・多目的広場、屋外プール等の施設を備えた健康運動公園の整備 ・高齢者の利用に配慮したゲートボール場等の整備 		
・全国的なスポーツイベントの会場となる公園	国体会場となる公園及びオリンピック関連公園の整備		
・国民公園の施設整備	皇居外苑、北の丸公園、京都御苑の芝の整備等		
○緑の再生特別対策（農林水産省）	国土保全の観点から早期に復旧が必要な森林について集中的に再生を促進	12,760	6,180
○近郊の自然林等整備（農林水産省）	優れた景観や自然に親しめる森林を整備するため、広葉樹林の整備、花木、緑化木の植栽、樹木園や自然観察ゾーンの整備等を実施	1,448	854
○豊かな緑の景観整備事業（農林水産省）	人家裏山の斜面を整備するに当たり、花木、緑化木等の大苗の植栽、木製土留めの設置等を実施	3,118	1,807

○住み良い漁村をつくる集落排水設備、身近な生活施設の整備（農林水産省）	・漁村において漁業集落排水施設を整備 ・景観や自然環境の維持向上を図るため、飲料水、生活道路、広場等を整備	4,250	2,125
○親しみの浜づくり（農林水産省）	都市周辺及び自然公園区域内の漁港漁村のうち、外来利用者が多く見込まれる地区において、防波堤、釣り場、漁港へのアクセス道路等を整備	4,604	3,072
○農村での快適なくらしづくりのための農業集落排水施設等の整備（農林水産省）	・農業集落のトイレの水洗化を促進する農業集落排水施設の整備 ・農業集落道路、集落防災安全施設等身近な生活施設を整備	35,022	17,570
○農村での質の高い生活につながる農道整備（農林水産省）	高度な教育・文化施設や医療アクセス条件の悪い地域において、農道等を整備	15,842	8,116
○緑の田園生活圏創設のための居住空間の整備（農林水産省）	地方都市の近郊地域等において、換地の手法を活用して新規宅地予定地等の用地を創出、それと一体的に農業集落排水施設、給水施設、農道等を整備	1,448	716
○地域文化豊かな緑と水のふれあい自然空間等の整備（農林水産省）	農業用水路やため池等の歴史的・伝統的な価値や自然・生態系の保全、水質の改善等を図るために親水・生態保護護岸、水質保全施設等の整備	7,243	3,910
○快適な畜産の里づくり整備事業（農林水産省）	都市周辺の公共牧場における畜舎近辺の環境美化や家畜とのふれあいの場の整備	511	200
○身近な緑の生活環境整備事業（農林水産省）	林道整備とあわせた林道周辺の休憩広場や森林公園等の整備及び周辺森林の景観整備を実施	9,731	4,629
○「青く豊かな海」の整備（農林水産省）	沿岸の生態系の保全を図るため、水をきれいにし、魚たちが棲む藻場・干潟の造成、水質の改善、赤潮等を防ぐための底質の改良	1,498	749

○「緑の中の体験教室」の整備（農林水産省）	都市に住む学童等のための情操教育の場としての「緑の中の体験教室」（学童等体験農園等）の整備	8,550	4,275
○「食」と「自然」のいきいき健康村づくりの整備（農林水産省）	健康食品の食材となる野菜・ハーブ等の栽培のための小規模基盤整備及び都市と農村の交流を図る滞在型健康増進施設等の整備	2,888	1,444
○山村に若者や女性が定住できる簡易排水施設等生活環境の整備（農林水産省）	農山村でのし尿・生活雑排水処理のための簡易排水施設等の整備	14,000	7,000
○都市生活者が山村の自然や文化にふれあうための森林体験・交流促進施設や伝統工芸体験実習施設等の整備（農林水産省、国土庁）	林業山村地域において、都市住民が自然とふれあうための森林科学館、自然観察・教育文化施設や伝統工芸の体験実習施設等の整備	11,425	5,650
○緑の生活環境施設の整備（農林水産省）	山村における景観に配慮した連絡道、簡易給排水施設等の生活環境施設の整備	5,477	2,707
○花粉抑制スッキリ森林づくり（農林水産省）	花粉飛散量の抑制のための市街地周辺の森林に対する間伐	440	198
○市民に開かれた豊かで親しみのあるウォーターフロントの整備（運輸省）	ウォーターフロントを形成する港湾緑地等の整備	2,239	1,042
○漁村における快適で一体感のある生活環境の整備（農林水産省）	コミュニケーションの促進のための漁村広場、連絡道、情報連絡施設整備及び廃棄物処理施設等の整備	397	185
○豊かでうるおいのある生活環境を創出する海岸整備及び施設整備（建設省ほか2省庁）	海水浴、潮干狩、釣り場等快適なレクリエーション空間を生みだすための海岸の整備及び海・川・湖における施設整備	6,483	3,040
○海洋性廃棄物処理施設の整備（運輸省）	海における廃棄物を適切に処理するための廃棄物埋立護岸の整備及び廃棄物処理施設の整備	1,940	530

○高齢者・身障者にやさしい空港施設の整備（運輸省）	ターミナルビルにおける動く歩道及び歩道スロープ等の整備	2,470	500
○在来線駅と合わせた総合駅としての新幹線駅の整備の推進（運輸省）	旅客の利便に資する新幹線・在来線の総合駅の整備	5,000	2,183
○快適な通勤・通学のための地下鉄の整備及び旅客サービスの向上（運輸省）	地下鉄駅のリニューアル（エスカレータ設置等）、新線建設等	12,046	6,479
○地方における清潔で潤いのある生活の基盤を支える広域水道、簡易水道の整備（厚生省）	<ul style="list-style-type: none"> ・給水量の増加を伴う水道施設の新設、増設事業等 ・農山漁村における簡易水道施設の新設、拡張、改良事業 	17,742	6,519
○漏水をなくすための老朽水管更新（厚生省）	漏水率の高い石綿セメント管等の更新	3,600	1,000
○広域移動デジタル無線電話装置の整備（警察庁）	増加する県境を越えた犯罪に対応するための広域移動デジタル無線電話装置（WIDEシステム）の整備	2,453	2,453
○警察用船舶の建造等（警察庁）	マリンレジャー等ウォーターフロントにおける安全の確保のための警察用船舶の整備	516	516
○警察機動隊隊舎等の改修（警察庁）	災害時等に防災活動拠点や避難場所となる機動隊・警察学校の施設整備等	2,461	2,461
○消費者被害を未然に防止する國民生活センターの商品テスト設備等の整備（経済企画庁）	商品テスト設備及び研修施設の整備	300	300
○都市生活者等が自然に親しむための自然観察施設及びキャンプ場等の整備（環境庁、運輸省）	水鳥湿地センター、国立公園ビジターセンター整備、キャンプ場の整備（国立公園、家族旅行村）	630	596

○ふれあい・やすらぎ温泉地の整備（環境庁）	国民保養温泉地の中から「ふれあい・やすらぎ温泉地」を選定、公共施設を整備	103	34
○水とのふれあい環境整備事業（国土庁）	湧水の保全・復活、水質保全のための環境整備	494	165
○離島へのアクセス改善、振興開発等整備事業（運輸省ほか2省庁）	離島の港湾整備、漁港整備、空港整備、緑地帯の整備、街路樹の植栽等	4,157	2,845
○インドシナ難民大和定住促進センター建替工事（外務省）	日本への定住が決まったインドシナ難民のための大和定住促進センター建替工事	260	260
○周辺景観との調和を図った公務員宿舎の建設等（大蔵省ほか4省庁）	都心部を中心とした周辺景観との調和を図り、生活環境の向上を図る宿舎の建て替え等	8,709	8,709
○障害児の健やかな成長を助ける国立特殊教育総合研究所の整備（文部省）	障害児のための教育相談室等の整備	189	189
○日本点字図書館整備（厚生省）	視覚障害者の自立に役立つ日本点字図書館整備	1,554	1,554
○高齢者・身障者が快適な空間の中であたたかく質の高い生活を過ごせるための福祉施設の整備（厚生省）	高齢者や身障者があたたかく質の高い生活を過ごせるための老人ホーム等の施設の整備、身障者のリハビリセンター等の整備	27,235	15,185
○良質で高度な医療と患者にやさしい環境を提供する病院の整備（厚生省ほか2省庁）	難治疾患患者のためのクリーンルーム等の整備	62,428	19,221
・国立大学病院の整備			
・民間病院の整備	病室の拡充、患者の立場に立った待合室や機能訓練室等の整備、看護婦養成所等の整備		

・国立病院の整備	大型医療機械整備、防火安全対策整備、身障者のための施設整備等		
・労災病院の整備	先端医療機器等整備等		
○市民が参加してリサイクル文化を築くための再生利用施設整備事業（厚生省）	廃棄物再生利用施設整備事業、粗大ごみ処理施設整備事業	2,109	700
○清潔で快適な街づくりのための地域周辺環境と調和した廃棄物処理施設の整備（厚生省）	ごみ処理施設整備事業等	18,176	6,138
○ごみ処理・リサイクル促進のための技術開発用実証プラント整備（通商産業省）	ごみの原材料としての利用拡大及びごみによる環境悪化の防止のための技術開発用実証プラント整備	3,000	3,000
○地域の街並みに配慮し、外観美化を図る等の庁舎等の整備（建設省ほか4所管）	外壁改修、緑化等により、地域の街並みに配慮した庁舎等の外観美化等の整備	8,674	8,674
○簡易保険加入者福祉施設の整備（郵政省）	簡易保険加入者福祉施設の整備、充実	449	特会事業
○障害者職業能力開発校及び地域障害者職業センターの施設整備（労働省）	障害を持つ人が職業能力を身につけ、実り豊かな市民生活を送ることに寄与する障害者職業能力開発校及び地域障害者職業センターの整備	626	特会事業
○勤労者の余暇活動の充実を図るために勤労者福祉施設等整備（労働省）	障害者棟、体育施設等の勤労者福祉施設の増改築	9,130	特会事業
○安全・安心なくらしを支える防災体制の整備と研究の推進（運輸省ほか8省庁）		21,703	21,703
・緊急事態から国民の生活を守る防災体制の整備	・河川水理調査観測所、洪水予報観測所施設等整備		

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球観測データを準リアルタイムで被災地等へ伝達する防災情報システム整備 ・ 異常気候、暴風雨等の解明のための観測体制整備 ・ 中央防災無線網の整備 ・ 雨水の一時貯留施設整備 ・ 孤立した地域等への救援活動を実施するための海上保安庁巡視艇整備 ・ 津波地震観測施設整備等 		
・ 防災研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合消火実験棟建替え等 ・ 津波伝播実験施設、強風雨発生実験施設整備 ・ 大型降雨実験施設改修 ・ 地質調査所深部地質実験棟増築等 		
・ 地震予知関連整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地殻変動連続観測施設整備 ・ 地震予知観測地域センター施設整備 ・ 2000メートル級地震観測施設整備等 ・ 首都圏広域地殻変動観測のためのアンテナ施設整備等 		
小 計		765,607	397,494

総 合 言 十	
事業規模	うち国費
1,023,246	600,368

政策の焦点

「テレ朝」問題と放送法について

工 藤 尚 彦

一 “スクープ” 報道

さる十月十三日産経新聞が

「非自民政権誕生を意図し報道」 「総選挙

テレビ朝日局長発言 民放連会合」と題した

記事を一面で報じて以来、言論の自由、偏向

報道の問題がさまざまなかたちで論じられ、

十月二十五日の衆議院政治改革調査特別委員

会で椿貞良前報道局長の証人喚問、そして十

月二十六日のテレビ朝日の条件付放送局再免

許というかたちで一応終息したようみえる。

しかし十二月に発売されたある月刊誌新年

号が、「徹底検証 テレ朝証人喚問事件」と

題した特集を組むなど、ジャーナリズムが、

この「椿」発言をめぐる一連の経過に強い衝

撃を受けていることがうかがえる。

ここで、この「報道」からの郵政省の対応、

があれば、電波法第七六条によって、一定の

そして関係法を中心に整理してみたい。

この“スクープ”を受け、報道された当日

である十三日午後、郵政省・江川晃生放送行

政局長は、記者会見を行なったが、十月十四

日朝刊にはその内容が次のように報道されて

いる。

(日本経済新聞より抜粋)

「(椿局長の会合での) 発言が事実なら、

政治的中立を保つことを定めている放送法及

び、電波法違反になる」と語り、事実関係の

調査を進め、郵政省としての対応を検討する

方針を示した。同局長は「違反が事実であれば、停波(電波を一定期間止める)などの措

置もある」としている。

(産経新聞より抜粋)

江川局長は「もし、放送法に違反する事実

があれば、電波法第七六条によつて木

下昌浩放送行政局長(当時)は、社会党の中

尾則幸参議員のNHK「高山病やらせ問題」

措置がとれる。例えば一定期間電波をとめることができる。事実上の営業停止だ。」と語り、テレビ朝日の報道姿勢に強い危惧の念を表明した。

また、テレビ報道の政治的中立性については「産経新聞の内容を読んで、多くの人が

(椿局長の発言を)おかしいと思えば、政治的中立性が損なわれていると考えるべきだ」との見解を示した。これまで政治的中立性にからんでテレビ、ラジオが行政処分を受けたことはない。

郵政省幹部によるこのような発言は、この報道を機に、郵政省という行政権力が、放送法・電波法による「再免許」をタテにとって、言論機関である放送局に行なう恫喝に近いものであり、放送現場で働く人々を萎縮させ、ひいては言論の自由を侵害してくるのではないかという危惧が感じられた。また政治的中立が損なわれているというのが、一新聞を読んで判断されるのか、行政の責任者としては、疑問を残した会見と言えよう。

なお第百一十六回通常国会の参議院通信委員会(一九九三年二月二十五日)において木下昌浩放送行政局長(当時)は、社会党の中尾則幸参議員のNHK「高山病やらせ問題」

と放送局再免許に関する質問に答え、

「NHK並び民放の皆さん方の現在の置かれている状況からいたしまして私は十分にその自浄能力があると考えております」

と答弁している。

二 関係法規

ここで、この問題における主な関係法を確認しておきたい。

日本国憲法

〔集会、結社及び表現の自由と通信機密の保護〕

第二十一条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

二項 通信検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

放送法

〔集会、結社編集の自由〕

放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

第三条の二

放送業者は、国内放送の番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところに

やらなければならない。

一 公安及び善良な風俗を害しないこと。

二 政治的に公平であること。

三 報道は事実を曲げないですること。

四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

電波法

〔無線局の免許の取消等〕

第七十六条

郵政大臣は、免許人がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基く命令又はこれらに基く处分に違反したときには、

三箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

2 郵政大臣は、免許人が左の各号の一に該当するときは、その免許を取り消すことができる。

一連の報道では、
放送法第三条の二

二 政治的に公平であること

電波法第七十六条

〔無線局の免許の取消等〕

ばかりが全面にでており、

放送法第三条「放送番組編集の自由」は置き去りになっていた感があった。放送法

第三条の二は、「放送番組編集の自由」を保障したうえでの一種の「注意すべき事項」的

なものと解釈すべきであろう。

自民党をはじめとする野党の強い要求で、十月二十五日、衆議院政治改革調査特別委員会において、椿貞良前報道局長は、証人喚問された。これは明らかに放送という言論に対する政治の介入である。一連の報道を理由に、

政治改革を審議するべき政治改革調査特別委員会で、報道に携わる一民間人を証人喚問する必要があるのか、強い疑問を持たざるを得ない。

政治改革の審議を遅らせるのが目的ではないかと思われるような自民党の姿勢で、悪しからぬ前例がつくられたことが残念であり、表現の自由の危機もある。

ただ十月十三日からの一連の報道によれば、椿前報道局長の言動は、報道に携わる人間として少々軽率であり、その道義的な面は問われるのかもしれない。しかし放送法・電波法による「再免許」とは、区別して捕らえるべきであろう。

三 「放送局の再免許について」

十月二十六日に郵政省が発表した「放送局

の再免許について」のうち全国朝日放送（株）については次のとおり。

全国朝日放送（株）の再免許に関する諮問の概要について

1 全国朝日放送（株）からの再免許申請（平成五年七月十五日提出）については、次の条件を付して、平成五年十一月一日から平成十年十月三十一日までの再免許を与える。

〔条件〕

「平成五年九月二十一日に開催された社団法人日本民間放送連盟の放送番組調査会における貴社権報道報道局長（当時）の発言に関する事実関係及び関係法令の適用關係について、確定できないところがあり、引き続き調査を要するので、その事実関係が明らかになつた時点で、改めて関係法令に基づき必要な措置をとる。」

2 条件を付する理由は次のとおり。

(1) 平成五年十月三十一日の新聞報道を契機に、同年九月二十一日に開催された社団法人日本民間放送連盟の「第六回放送番組調査会」に出席した権報道局長（当時）の発言が、放送法違反であるとの疑義が多方から指摘され、郵政省としては、直ちにこの問題について調査した。

(2) 調査は、

権報道局長（当時）の発言の真偽

権報道局長（当時）の発言内容に基づく

き、実際に放送番組の編集・放送がなされたかの二点について行なわれた。

椿報道局長（当時）の発言の真偽については、同調査会における議事録によりその内容を確認できたが、椿報道局長（当時）の発言内容のとおりに、実際に放送番組が編集・放送されたかについて

は

イ 全国朝日放送（株）においては、部内者による調査を行なつてきたが、今後、外部の有識者を入れて調査を継続する予定であり、結論が得られないな

いこと。

ロ 衆議院「政治改革に関する調査特別委員会」における証人喚問等の結果に

ついても検討する必要があること

など、見極めるべき外部の真偽・調査が未だ終了していないこと等により、最終的に事実の確認を行なうことができなかつた。

(3) よって、上記の条件を付して再免許を与えることとし、本日、電波監理審議会に諮問することとした。（略）

参考までにちょうど五年前の一九八八年十一月一日の放送局再免許の際、同年八月二十日

に放送されたアフターニーンショーの「やらせリンチ事件」で、今回と同じテレビ朝日

が郵政省から受けた「嚴重注意」は次のとおり。

一般、貴社が本年八月に放送した一部の放送番組において真実でない報道が行なわれ大きな社会問題を引き起こしたことは、言論報道機関である放送事業者の社会的責任にかんがみ極めて憂慮すべき事態であり、誠に遺憾である。

今後このようなことのないよう嚴重に注意する。

本日、貴社所属の放送局に再免許を付与することとしたのは、貴社が今後放送法令及び放送番組編集基準を厳しく遵守し、この種の不祥事が再発しないよう万全の措置をとることの確固たる決意を示されたことを汲んでのことであるので、放送行政を預かるものとして今後とも重大な関心を払うとともに、貴社に対し真摯な取組みを強く求めるものである。これをみても、今回の条件付再免許がいかにきびしい措置であるものかがわかる。

現在民放は、広告収入が伸び悩んでおり、経営的に苦しい時期ではある。しかしジャーナリズムにある種の期待感を持つ国民の一人として、放送局で働く人々に、今後このような問題が起らないような「自浄努力」を期待したい。

（くどうなりひこ・政策審議会書記一透信部

一九九三年度総目次

(三一六〇三二七号)

一月 号 (三一六号)		（三一六〇三二七号）	
卷頭言 松前仰		一九九三年度税制改正について（談話）	
〔特集〕政治改革について		一九九三年度政府予算大藏原案について（談話）	
政治腐敗防止関連三法案の提出にあたって・法律案要綱		一九九三年度政府予算案について	
政治改革の柱－分権化を進めるために（委員長・山口にて）		地方財政対策・農林水産関係・運輸省関係	
議院証言法改正法案（衆・参）		一環日本海圏における開発と環境について	
佐川問題調査団報告書		一環日本海社会党フォーラム金沢－	
〔資料〕		II 環日本海圏における開発と環境について	
総合経済対策についての見解		石綿製品の規制等に関する法律案要綱（案）	
拡声機規制条例問題に関する見解		精神保健法改正に関する申し入れ	
製造物責任法案の再提出について・法律（案）		精神保健法見直しに関する申し入れ	
国会等の移転に関する法律案要綱		コメ市場開放阻止に関する申し入れ	
所得減税実施に関する共同要求		自民党的地価税廃止の策動に強く抗議する	
老人等の利用する利子非課税限度額の引上げに関する申し入れ		戦後補償問題の解決に向けた予算拡充に関する申し入れ	
関連資料		ブルトニウムと核燃料サイクルに関する政策	
〔シャドーキャピネット関係〕		エステ・学習塾等をめぐる消費者トラブル防止のための立法提案	
ポスト後期対策等に関する申し入れ		について	
コメ市場開放阻止に関する緊急申し入れ		政策の焦点	
学校五日制推進についての申し入れ		「政治改革」関連成立事項	
業者テストの高校入試における利用についての申し入れ		☆一九九二年度総目次	
二十一世紀の国連と安全保障を考える』シンポジウム			
二月 号 (三一七号)			
卷頭言 新盛辰雄		日野市朗	
〔特集〕一九九三年度予算編成について		一九九三年度政府予算案の内容と問題点	
I 一九九三年度予算編成に臨む基本方針		各省厅予算の主要な内容と問題点	
党首会談に当たっての提案		第1部 各論	
		第2部 各論	
		第3部 地方財政	
14	2	1	50 49 48 47 46
			42 41 39 36 34 31
			14 13 11 10 9 8
			1 14 13 12 11 10
14	2	1	56 55 54 53 52 51 50 49 48 46
			26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16
			52 51 50 49 48 47 46 45 44 43
			61 60 59 58 57 56 55 54 53 52
			1 11 10 9 8 7 6 5 4 3

〔資料料〕

衆議院本会議代表質問（委員長）

環境影響評価等に関する法律案大綱（概要）

地球環境保全基本法要綱案等の作成に当たって留意した事項

地球環境保全基本法要綱案

社会党の水政策草案

社会党の水政策草案の発表に当たって

敗戦五〇周年までに戦後補償を実現するための提案

カンボジア和平について

四月号（三一九号）

卷頭言 元信堯

〔資料料〕

平成五年度予算案に対する共同修正要求

一九九三年度予算案の衆議院通過に当たって（談話）

精神保健法見直しに関する新厚生大臣への申し入れ

釧路沖地震の被災地を視察して（談話・要旨）

小沢調査会の答申について

新たな日米関係の構築に向け渡辺外務大臣へ申し入れ

コメの市場開放阻止について

選挙制度の抜本改革について（案）

地球にやさしいクリーンエネルギー政策

〔シャドーキャビネット関係〕

第三次シャドーキャビネット一覧

クリエイティブなシャドーキャビネットをめざす

一発足に当たってー

ガリ国連事務総長への書簡（委員長）

円急騰に関するコメント

エステ・学習塾等の消費者被害防止に向けた「連続的役務適正化法案」等に関する政策要綱について・政策要綱

政策の焦点

17 17 16 15 14 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 89 87 77 76 72 70 69 62

I 社公民でまとめた所得減税案

II 國際協力と憲法論議

〔資料料〕

衆議院本会議代表質問（委員長）

環境基本法案

社会党の環境基本法案について

政府案と社会党案の対比

〔資料料〕

建設業労働災害防止についての要請

談話（建設業界の不正献金に関して・書記長）

建設談合疑惑の徹底究明と独占禁止法運用の強化に関する要請書

一九九三年度畜産物価格ならびに政策確立に関する申し入れ

ニュージーランドリノグ輸入解禁阻止に関する申し入れ

朝鮮民主主義人民共和国の核拡散防止条約からの脱退表明について（談話）

就職内定の取り消し問題に関する申し入れ

週法定労働時間に係る猶予措置の延長問題について

現行猶予措置の延長強行に対する抗議声明

政治改革・政権交代の実現に向け、非自民勢力の大同団結を（委員長・高松）

地価公示の発表に当たって

シャドーキャビネット・アドバイザリー一覧

死刑再開に抗議するアピール

一九九三年度予算案の参議院通過に当たって（談話）

緊急経済対策の大綱

1 56 55 54 53 52 51 50 49 48 47 46 45 44 43 42 41 14 5 2 1 25 22

六月号（三二一號）

卷頭言 鈴木久

〔特集〕

I 政治改革について

委員長談話

社公共同の政治改革六法案の要綱

II 二つの調査会によるエネルギー政策案

地球にやさしいクリーンエネルギー政策案

わが党の総合エネルギー政策提言

〈資料〉

労働基準法等改正案に係る四党共同要求

「林業労働者雇用改善法案」の提出について

林業労働者の雇用安定及び雇用管理の改善等に関する法律案の概要

「創憲」政策と運動の市民的展開をめざす（委員長・福岡）

憲法記念日にあたって

エリツィン大統領の訪日延期について

「今後のタクシー事業のあり方について」に

関する申し入れ

「十九九三年度生産者麦価に関する申し入れ

運輸政策審議会答申「今後のタクシー事業のあり方について」に

関する申し入れ

3 2

16 15 10

17 16

18 17

19 18

20 19

21 20

22 21

23 22

24 23

25 24

26 25

27 26

28 27

29 28

30 29

31 30

32 31

33 32

34 33

35 34

36 35

37 36

38 37

39 38

40 39

41 40

42 41

43 42

44 43

45 44

46 45

47 46

〈特集〉

I 内閣不信任案関係

宮沢内閣不信任案提案理由説明

宮沢内閣不信任決議案に対する賛成討論

衆議院解散にあたって（声明）

全国都道府県代表者会議 委員長挨拶

羽田新党結成について

改革勢力の協力推進と自民党の一党政権の打倒を訴える（談話）

五党党首会談合意事項・山花委員長発言メモ

41 40 39 38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2

「その他資料」

自民党による竹下氏らの追加公認について（コメント）

金丸脱税事件公判について（談話）

宮沢自民党総裁の退任にあたって（談話）

III 特別国会に臨む政策

全国書記長会議・委員長あいさつ

〃 記長報告

連立政権樹立に関する合意事項・八党派覚え書き

II 第四〇回衆議院総選挙政策

腐敗をなくす政治改革選挙の争点をはっきりさせよう（談話）

建設談合を防止し不正献金を一掃するため

一 公共事業の執行適正化対策要綱の骨子・要綱

争点を鮮明に打ちだし、大胆に「政治改革選挙」の主役を担おう

林大蔵大臣の大手都銀への献金要請について

総選挙公示にあたって

先進国首脳会議についての申し入れ

ガット農業交渉に向けて―わが党の見解―

「政府倫理法」の制定をよびかける

各党は公共事業腐敗に対応策を示せ

社会党の存在と訴えを前面に非自民連立政権へ渾身の力を

東京サミットについて（談話）

ロシアによる放射性廃棄物等の海洋投棄中止について

談話（北九州・委員長）

檄―政権交代へ、社会党の議席を守り抜け―

非自民連立政権の樹立に向け準備会議の設置を提唱する

北海道南西沖地震災害対策についての緊急申し入れ

雲仙・普賢岳噴火災害に抜本的対策を

投票日にあたって

総選挙結果について（声明）

〈参考資料〉

第四〇回総選挙確定得票一覧ほか

一〇月号（三二五号）

卷頭言

梶原敬義

〈特集〉連立政権、特別国会に臨む

細川内閣総理大臣所信表明演説

衆議院本会議代表質問（赤松広隆）

参議院

〃（久保亘）

*政治改革骨子メモ（中執決定）

〈資料〉

談話（韓国訪問）

韓国訪問にあたって（委員長）

中央大学韓国同門会での講演

一九九三年産生者米価等に関する申し入れ

人相院勧告について（談話）

終戦の日にあたって

*慰靈のことば

細川総理の所信表明に関する要望

党全国書記長会議 委員長あいさつ

委員長代行あいさつ

書記長報告

政策の焦点

I 建設談合問題と公共事業の腐敗防止

45 40 39 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2

平成五年産さとうきびの生産者価格等について（連立与党幹事会・農林水産省）

冷害対策等の実施について（連立与党幹事会・農林水産省）

平成六年度以降の水田営農活性化対策の推進について（連立与党幹事会・農林水産省）

細川内閣総理大臣所信表明演説

衆議院本会議代表質問（日野市朗）

参議院本会議代表質問（鈴木和美）

政治改革四法案要綱

公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

政治資金規正法の一部を改正する法律案要綱

政党助成法案要綱

衆議院議員選挙区確定審議会設置法案要綱

政策幹事会

当面の政局対応と社会党の態度

租税特別措置の九四年度制度改正についての基本方針（連立与党幹事会）

政策幹事会

地方税における非課税等特別措置の九四年度制度改正についての基本方針（連立与党政策幹事会）

政策の焦点

規制緩和推進の課題

規制緩和推進の課題

経団連による企業献金斡旋の廃止について

緊急経済対策（経済対策閣僚会議）

環境基本法政府案の再提出に際しての要望事項

異常気象農業災害対策に関する申し入れ

政策の焦点

- I 緊急経済対策について
- II 規制緩和への対応と提言

一一月号（三二一七号）

卷頭言 田口健二

特集

一九九四年度予算編成に向けた社会党の各省庁別重点項目

（資料）

家族看護・介護休業法制化問題に関する基本的考え方

行革審最終答申について（談話）

談話（凶作によるコメの緊急輸入にあたって）

平成五年産甘味資源作物等及び大豆の生産者価格等について

（連立与党幹事会・農林水産省）

43	43	41	31	1	52	49	48	46	38	37	35	30	28	19	19	13	7	2	1	48	46					
農林水産省）	冷害対策等の実施について（連立与党幹事会・農林水産省）	細川内閣総理大臣所信表明演説	衆議院本会議代表質問（日野市朗）	参議院本会議代表質問（鈴木和美）	政治改革四法案要綱	公職選挙法の一部を改正する法律案要綱	政治資金規正法の一部を改正する法律案要綱	政党助成法案要綱	衆議院議員選挙区確定審議会設置法案要綱	政策幹事会	当面の政局対応と社会党の態度	租税特別措置の九四年度制度改正についての基本方針（連立与党幹事会）	政策幹事会	地方税における非課税等特別措置の九四年度制度改正についての基本方針（連立与党政策幹事会）	政策の焦点	規制緩和推進の課題	規制緩和推進の課題	経団連による企業献金斡旋の廃止について	緊急経済対策（経済対策閣僚会議）	環境基本法政府案の再提出に際しての要望事項	異常気象農業災害対策に関する申し入れ	政策の焦点	規制緩和推進の課題	印刷費・送料、編集諸経費等の値上がり・誌面の改良に伴い、九四四年二月号より年間購読料を六〇〇〇円（送料含む）とさせていただきます。なお一部単価は四五〇円です。	今后ともよろしくご購読をおねがい申し上げます。	日本社会党政策審議会

購読料改訂のお知らせ！

印刷費・送料、編集諸経費等の値上がり・誌面の改良に伴い、九四四年二月号より年間購読料を六〇〇〇円（送料含む）とさせていただきます。なお一部単価は四五〇円です。

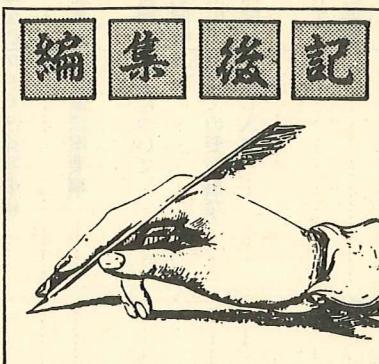
今后ともよろしくご購読をおねがい申し上げます。

日本社会党政策審議会

▼先日（十一月十七日）、都内で村山委員長と語る会が開かれた（党青少年局主催）。席上、中央本部の「課題別青年政策フォーラムの構想案」が発表された。それは青少年が生활上の諸課題を解決するため、国會議員の持つ立法調査権を活用できるようにしようといふもので、次の三つの方法が示されている。いわば市民政治型の政策形成のあり方として、たいへん参考になるので紹介する。

▼(1)個別課題ごとにその問題に直面している青少年、行政当局、国會議員、関係労組などが集り、問題解決の方策を探る政策的な協議を行なう。(2)問題が現に発生している生活現場を重視し、できるだけ現地取材・調査や現地討論を行なう。(3)以上に関与した国會議員は、国会質問、議員提案、政策提起、行政への働きかけなどあらゆる手段を駆使し、問題解決まで努力する。

▼そして、このような方法がもたらすメリットとして、次の三つを指摘している。(1)国会及び政党の機能を開放し、市民の政治参加を



すすめる効果がある。(2)議員と市民が政策提案能力を互いに高めあうことができる。(3)議員立法を活性化させ、それが国会の本来機能を強化することになる。

▼例示された十二の当面の課題がおもしろい。海外帰国青少年の直面する問題、在日留学生の抱える問題、障害児の就学・就職の困難性、選挙権年齢の引下げ、少

年少女に対する警察官の暴行、不況で増えるホームレス、保護処分になった少年少女の弁護士利用権がない問題、韓国・朝鮮人学校が法律上の学校として認められない問題、十八歳で打ち切られる各種社会保障給付、交通児や災害児たちの問題、不合理な校則による拘束、農村青年の抱える問題――以上である。

▼十一月十八日現在、政治改革法案がこの臨時国会で議了されることは確実となり、継続審議の扱いとなる可能性が強まつた。この際、農業ばかりでなく社会党の後継者を確保することを真剣に考え、未来の政党としての条件を身につけるようにしたいものである。

(道)

政策資料編集委員会

委員長 関山信之
編集委員 池端清一 田口健二
細谷治通 梶原敬義

角田義一 前畠幸子
温井 寛 川那辺 博
石田 武 石田好数
早川幸彦 原野人
長谷川崇之 小川正浩

兼任務局長 浜谷 慎
会計監査 秋葉忠利 糸久八重子
郵便振替 東京8-80821

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 300円
送料 五一円

年間購読料 四二〇〇円（前納）
郵便振替 東京8-80821

又は

大和銀行 衆議院支店
普通 203888

日本社会党政策審議会

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

January 1994

No. 328

<Foreword>

IKEHATA Seiichi
Vice-Chairman of the Policy-making Board

<DOCUMENTS>

- Summary of the draft amendments to the Maternity Nursing Law
- Statement on the interim report of the government's board on tax reform
(Chairman of the Policy-making Board)
- Documents on Kan-Nihonkai Forum in Fukuoka
- Documents on the draft amendments to the Self-defense Forces Law
- Summary of the amendments to the political reform bills

<POLICY FOCUS>

On comments by the senior commentator of TV Asahi and the Broadcasting Regulation Law

政策資料 1月号

編集人 政策資料編集委員会
発行人 関山信之
発行 日本社会党政策審議会
〒100 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館
電話 03(3581) 5111 内線3880~4
FAX 03(3502) 5857

定価300円 (送料51円)

PUBLISHED BY POLICY BOARD THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext.3880~4 Fax(03)3502-5857